

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(渋谷税務署長)
令和2年9月3日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	黒澤 基弘
同	小林 正樹
同	畑田 正彦
同	白田 太郎
同訴訟復代理人弁護士	北條 陽平
同補佐人税理士	牧野 好孝
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	渋谷税務署長 會田 耕児
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 渋谷税務署長が平成28年7月29日付けで原告に対してした平成23年4月1日から同年11月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額マイナス13億3327万4415円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金額36億7740万4306円を下回る部分を取り消す。
- 2 渋谷税務署長が平成28年7月29日付けで原告に対してした平成23年12月1日から平成24年11月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、翌期へ繰り越す欠損金額15億2229万1020円を下回る部分を取り消す。
- 3 渋谷税務署長が平成28年7月29日付けで原告に対してした平成24年12月1日から平成25年11月30日までの事業年度の法人税の更正処分のうち、所得金額0円及び納付すべき税額マイナス1515万5390円を超える部分、翌期へ繰り越す欠損金額10億7227万1339円を下回る部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 渋谷税務署長が平成28年7月29日付けで原告に対してした平成24年12月1日から平成25年11月30日までの課税事業年度の復興特別法人税の更正処分のうち、納付すべき税

額マイナス31万5139円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

内国法人である原告は、平成23年6月30日から同年7月4日までの間に、乙（以下「乙」という。）から年利14.5%で合計164億円を借入れ（以下「本件借入れ」という。）、これに対する支払利子の額を所得の金額の計算上損金の額に算入して、平成23年11月期（平成23年4月1日から同年11月30日までの事業年度）及び平成24年11月期（平成23年12月1日から平成24年11月30日までの事業年度。以下、他の事業年度又は課税事業年度についても同様に表記する。）に係る法人税の確定申告をし、さらに、その確定申告における翌期へ繰り越す欠損金額（以下「繰越欠損金額」という。）を前提として、平成25年11月期に係る法人税及び復興特別法人税の確定申告をした（以下、上記の各事業年度を「本件各事業年度」という。）。

これに対し、渋谷税務署長（処分行政庁）は、乙がシンガポールに住所地を移転し平成23年7月5日以降非居住者となったため、原告がその事業活動に必要なとされる資金の相当部分を非居住者である乙からの借入れによって調達していることとなり、乙は原告の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係にあるものとして「国外支配株主等」（後記1（2）イ）に該当することから、過小資本税制に係る法令の規定が適用され、上記支払利子の一部（合計約14億6250万円）について損金の額に算入することができないとして、本件各事業年度に係る法人税の更正処分（以下「本件各更正処分」といい、個別の処分については「平成23年11月期更正処分」などということがある。）及び平成25年11月期の復興特別法人税の更正処分（以下「本件復興税更正処分」といい、平成25年11月期更正処分と併せて「平成25年11月期更正処分等」という。）並びに平成25年11月期更正処分等に係る過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」といい、本件各更正処分及び本件復興税更正処分と併せて「本件各処分」という。）をした。

本件は、原告が、乙は「国外支配株主等」に該当せず、本件各処分は違法であると主張して、被告を相手に、本件各処分（ただし、請求の趣旨に掲記の部分）の取消しを求める事案である。

1 関係法令

- (1) 本件に係る租税特別措置法（平成24年法律第16号による改正前のもの。以下「措置法」という。）の定めは別紙2-1のとおりであり、租税特別措置法施行令（平成24年政令第105号による改正前のもの。以下「措置法施行令」という。）の定めは別紙2-2のとおりであり、国税通則法（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下「通則法」という。）の定めは別紙2-3のとおりである。
- (2) ア 過少資本税制とは、内国法人が海外の関係企業等から資金を調達するに際し、出資（関連企業等への配当は損金算入できない。）を少なくし、貸付け（関連企業等への支払利子は損金算入することができる。）を多くすれば、我が国での税負担を軽減することができることから、このような海外の関連企業等から過大な貸付けを受けることによる租税回避を防止するため、出資と貸付けの比率が一定の割合を超える部分の支払利子について損金算入を認めないこととする制度である。

措置法66条の5第1項は、内国法人が、平成4年4月1日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人に係る国外支配株主等に負債の利子等を支払う場合において、当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等に対する負債に係る平均負債残高が

当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分の3倍に相当する金額を超えるときは、当該内国法人が当該事業年度において当該国外支配株主等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨規定している。

イ 措置法66条の5第4項1号は、同条1項の「国外支配株主等」とは、同法2条1項1号の2に規定する非居住者（所得税法における非居住者と同義。以下同じ）又は外国法人（以下「非居住者等」という。）で、内国法人との間に、当該非居住者等が当該内国法人の発行済株式又は出資（当該内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の關係のあるものをいう旨規定している。

これを受けた措置法施行令39条の13第11項3号は、上記「特殊の關係」の一つとして、内国法人と非居住者等との間に次の（ア）から（ウ）までに掲げる事実その他これに類する事実が存在することにより、当該非居住者等が当該内国法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる關係（以下「事業方針決定關係」という。）を掲げている。

（ア）当該内国法人がその事業活動の相当部分を当該非居住者等との取引に依存して行っていること（同号イ）。

（イ）当該内国法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより、又は当該非居住者等の保証を受けて調達していること（同号ロ）。

（ウ）当該内国法人の役員の上又は代表する権限を有する役員が、当該外国法人の役員若しくは使用人を兼務している者又は当該外国法人の役員若しくは使用人であった者であること（同号ハ）。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者等

ア 原告について

原告は、有価証券の保有、運用及び投資、企業経営及び財務のコンサルティング等を目的として、昭和61年8月●日に設立された資本金1000万円の株式会社であり、措置法2条2項1号の2に規定する内国法人（法人税法における内国法人と同義。以下同じ）である（甲1）。

原告の代表取締役は、平成18年5月25日から平成22年12月8日までは税理士資格を有する丙（以下「丙」という。）が、同月15日から平成26年12月1日までは丁（以下「丁」という。）がそれぞれ務め、また、弁護士資格を有する戊（以下「戊」という。）は、平成20年9月5日以降、原告の取締役を務めている（乙13の1・2、14。以下、これらの者を総称して「丙ら」ということがある。）。

イ 乙及びBについて

（ア）乙は、平成11年7月末、通商産業省（当時）を退職し、コンサルティングを目的とする株式会社C（設立当時の商号は、株式会社D。）を設立し、同社及びこれと投資一任契約を締結する投資事業組合等を統括していた（以下、これらの会社等を「B」と

いう。)

Bの運営においては、投資家から出資を受けた財産を運用によりできるだけ増加させること、すなわち投資ファンドとしての利益の最大化が大きな目標とされており、乙が全体の戦略を組み立て、具体的な投資対象を選定した上、投資対象とされた企業に対し、中核となる事業への資産の傾注、余剰の資産の処分、増配や自己株式取得など、当該企業の経営に関する具体的な提案をするアクティビスト活動を行っていた。

上記アのとおり原告の役員となった丙は、Bの顧問税理士であり、戊はBの顧問弁護士であり、丁はBの社員であった。(以上につき、乙14、乙30)

(イ) 乙は、株式会社Eの株式の取得に係る証券取引法違反の罪により、平成18年6月に起訴され、第1審において有罪判決を受け、同判決は最高裁平成23年6月6日第一小法廷決定(刑集65巻4号385頁)により確定した(乙30)。

(ウ) 乙は、平成23年7月4日、住所地を東京都渋谷区からシンガポール共和国(以下「シンガポール」という。)に移転し、同月5日以降、非居住者となった(乙31、32)。

ウ F社について

株式会社F(以下「F社」という。)は、商号を「株式会社G」として平成17年4月●日に設立され、平成20年11月19日に現在の商号に変更した(乙19の1)。

F社は、平成21年3月及び平成22年3月の時点において、原告の発行済株式(以下「原告株式」という。なお、他の株式会社の発行済株式についても同様に、当該会社の略称を付して表記する。)の総数300株のうち、約66.7%に当たる200株を保有していた(乙17、18)。

F社の代表取締役は、平成17年9月28日から平成20年11月19日までは乙であり、同日から平成21年7月31日までは乙の妻であるH(以下「H」という。)であり、平成21年8月1日から平成23年3月31日までは乙の長女であるI(現在の姓はJ。以下「I」という。)であった(乙19の1・2)。

F社の株主は、平成20年3月期頃から平成22年12月20日までは、H(株式保有割合50%)、乙(同10%)及び乙の4人の子(同各10%)であり、その後、平成24年1月から同年12月までは、株式会社K(同25.4%)、H(同39.7%)、乙(同3.2%)、乙の4人の子(同各7.8%)であった。株式会社Kの株主は、乙の4人の子が100%株主である4社(株式会社L、株式会社M、株式会社N、株式会社O)である。

エ P社について

株式会社P(平成20年8月1日の商号変更前は有限会社P。以下、商号変更の前後を通じて「P社」という。)は、投資業等を目的とする会社であり、平成20年2月25日から平成21年12月24日までは乙が、同日から平成24年3月12日までは戊が、それぞれ代表取締役を務めていた(乙22の1・2)。

また、平成20年11月期から平成23年11月期までの各期末において、乙が、P社株式の全部を保有していた(乙23の1~4)。

オ Q社について

株式会社Q(平成21年1月6日の商号変更前は株式会社R。以下、商号変更の前後を

通じて「Q」という。)は、有価証券の保有、運用等を目的とする会社であり、平成20年10月10日から平成26年11月21日まで丁が代表取締役を務めていた(乙21)。

Q社は、平成21年3月及び平成22年3月の各時点において、原告株式総数の約33.3%に当たる100株を保有していた(乙17, 18)。

Q社の株主は、平成20年3月期から平成24年3月期まで、丁、戊及び株式会社S(以下「S社」という。)の3者であり、株式保有割合は、丁が50%、戊及びS社が各25%であった。S社の代表取締役は平成14年6月28日から平成23年4月1日まで丙が務めていた(乙16・5及び6枚目)。

なお、S社は、F社との間の覚書により自身が保有するQ社株式の買取りに関する合意が成立したと主張して、平成24年6月7日にF社に対し買取請求をし、同社がこれに応じなかったことから訴訟を提起した(乙47。東京地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号)。

カ T社、U社及びV社について

株式会社T(以下「T社」という。)はF社の完全子会社であり、株式会社U(以下「U社」という。)はT社の完全子会社である。

U社は、丁が会長を務めており、同社の「事務上の連絡先」は、原告である。また、同社の本店所在地は「東京都港区●●」であり、原告の平成28年3月28日までの本店所在地及び株式会社V(以下「V社」という。)の本店所在地と地番が同一である(甲1、13、乙28の1~4)。

なお、V社株式については、平成21年9月期から平成23年9月期までの各期末において、原告がその全部を保有し、平成24年9月期末においては、丁が50%を、T社が25%を保有していた(乙28の1~4)。

(2) 原告の借入れ

ア P社からの借入れ及び返済について

(ア) P社からの借入れ

原告は、平成20年6月25日から平成22年10月13日までに、以下の表のとおり10回にわたり、P社との間で金銭消費貸借契約を締結し、同社から事業資金を借り入れた。

利率は、同表の「年利率」欄のとおりであり、平成20年6月25日から平成21年6月16日までの借入れについては、年3%とされていたが、その後、元本残高に応じて年1%から5%まで段階的に利率が上昇することとされ、平成23年1月1日以降においては、一律に年5%とされた。また、元本の返済期日は、同表の「元本の返済期日」欄のとおり概ね契約日の5年後とされており、最も早いものは平成25年6月26日、最も遅いものは平成27年10月13日であった(乙24の1~10、26の1及び2。以下、原告のP社からの上記借入れを「P社借入れ」という)。

順号	契約年月日	借入金の額(円)	年利率	元本の返済期日
1	平成20年6月25日	17,970,000,000	3.0%	平成25年6月26日
2	平成20年12月9日	880,000,000	3.0%	平成25年12月9日
3	平成21年2月25日	800,000,000	3.0%	平成26年2月25日

4	平成21年3月4日	2,700,000,000	3.0%	平成26年3月4日
5	平成21年3月5日	500,000,000	3.0%	平成26年3月5日
6	平成21年3月6日	100,000,000	3.0%	平成26年3月6日
7	平成21年6月16日	860,000,000	3.0%	平成26年6月16日
8	平成21年9月9日	3,100,000,000	記載なし	平成26年10月13日
9	平成22年1月20日	208,000,000	記載なし	平成27年1月20日
10	平成22年10月13日	2,000,000,000	記載なし	平成27年10月13日

(イ) P社借入れの返済

平成23年5月末日現在におけるP社借入れの残高額は、合計151億3800万円であったところ、原告は、P社から期限前の一括返済を求められ、同社に対し、同年6月30日に60億円、同年7月31日に91億3800万円を支払い、借入金の全額を返済した。その返済原資は、本件借入れ（後記イ）による借入金であった。（乙25）

なお、P社借入れに関する平成23年3月15日付け覚書（甲19。以下「本件覚書」という。）第2項には、「原告はP社に対して決算期毎に財務諸表を開示し、原告の財務状況が著しく悪化している場合には、原告は期限の利益を喪失し、P社に対し、元金及び利息の全額を直ちに支払わなければならない。」と記載されている。

イ 乙からの借入れ（本件借入れ）及び返済について

(ア) 本件コミットメントライン契約の締結

原告と乙は、平成23年6月30日、下記の内容を含む特別信用枠（コミットメントライン）の設定に関する契約（以下「本件コミットメントライン契約」という。）を締結した（甲2。なお、以下において契約書等の記載を引用する場合は、会社名や人名等につき本文の略称に置き換えることがある。）。

記

「第1条 乙は、原告の要請に対して、元金350億円を上限とする特別信用枠を設定し、原告は当該金額を上限とし、乙から自由に金銭の借入を行うことが出来る。ただし、資金の用途については、乙の事前の承認を得るものとする（以下「本件事前承認条項」という。）。」

「第2条 上記の特別信用枠は、平成26年6月30日まで有効とし、原告は本期限終了までに債務金の弁済を行わなければならない。」

「第3条 本契約による貸付金の利息は、実際に貸し出した元本に対して年14.50%の割合とし、前条の元本の返済期日に支払う。」

(イ) 本件借入れ

原告は、本件コミットメントライン契約に基づき、乙から、平成23年6月30日に40億5000万円、同年7月1日に105億円及び同月4日に18億5000万円（合計164億円）をそれぞれ借り入れた（乙1の1。本件借入れ）。

(ウ) 本件借入れの返済

原告は、乙に対し、平成24年3月2日に13億円、同月6日に84億円及び同月7日に67億円の合計164億円を支払い、本件借入れに係る借入金の全額を返済した

(乙1の2)。

なお、原告は、平成24年3月2日から同月7日までに、V社(上記(1)カ)から合計169億円の入金を受け、これを本件借入れの返済原資とした(乙27)。

(エ) 原告の総資産額に占める本件借入れの額の割合

本件借入れの期間のうち、乙が非居住者となった平成23年7月5日から全額の返済がされた平成24年3月7日までの期間(以下「本件借入期間」という。)中の各月末(平成23年7月から平成24年2月までの各月末)時点における原告の総資産額に占める本件借入れの額(負債残高)の割合は、以下の表のとおりである(乙2~3。同表中の「総資産に占める借入金の割合」欄の割合は、小数点以下3桁以下を切り捨てている。)

借入期間	借入金(円)	総資産額(円)	総資産に占める借入金の割合(%)
①平成23年7月末	16,400,000,000	21,794,872,466	75.24%
②平成23年8月末	16,400,000,000	22,302,009,330	73.53%
③平成23年9月末	16,400,000,000	22,691,717,949	72.27%
④平成23年10月末	16,400,000,000	23,293,034,436	70.40%
⑤平成23年11月末	16,400,000,000	27,371,663,648	59.91%
⑥平成23年12月末	16,400,000,000	24,259,109,231	67.60%
⑦平成24年1月末	16,400,000,000	24,329,461,117	67.40%
⑧平成24年2月末	16,400,000,000	25,901,820,839	63.31%

(3) 原告のY社への出資について

ア 株式会社Y及びその子会社である株式会社X(以下、前者を「Y社」といい、両社を併せて「Y社等」という。)は、首都圏を中心に「●●」シリーズのマンションを展開する東証一部上場のマンションデベロッパーであったが、いわゆるリーマンショック以降の不動産市況の影響等から経営状態が悪化し、平成21年5月29日、東京地方裁判所(以下「本件更正裁判所」という。)に対し会社更生手続開始の申立てを行い、同年6月16日、会社更生手続(以下「本件更生手続」という。)を開始する旨の決定を受けた。

原告は、平成21年11月2日、Y社等の更生管財人であるZ弁護士(以下「本件管財人」という。)との間でスポンサー契約(以下「本件スポンサー契約」という。)を締結した(乙37)。本件スポンサー契約は、原告がY社等のスポンサーに就任することを承諾し、その更生債権等の全額の支払を終えるまでの間、Y社等の事業の維持・継続に必要な資金及び更生債権等の弁済に必要な資金を提供することなどを内容とするものであった。

そして、平成22年5月31日、Y社等に係る更生計画(以下「本件更生計画」という。)が認可され、本件更生計画では、原告の出資額を50億円とすることが定められた。本件更生計画は、同年9月29日、特別抗告の取下げをもって確定した。(甲21の添付資料2)

その後、本件管財人、原告及び丙ら(丙、戊、丁)は、平成22年11月19日付け合

意書（甲11。以下「本件合意書」という。）を作成し、同合意書に定められた下記内容の合意をした。

記

「第1条（本合意の目的等）

1 本合意は、Y社等におけるスポンサーとしての原告の役割並びに平成22年10月8日付調査命令（以下「本件調査命令」という。）が発せられるに至った経緯及び調査報告書の指摘を踏まえ、今後の更生手続の円滑な遂行及びY社等の円滑な事業運営の実現を目的とする。

2～3（略）

4 原告の完全子会社がY社に対して更生計画に基づく出資を行う場合の当該完全子会社（以下「a社」という。）及び当該完全子会社の親会社は、本合意及び本件スポンサー契約に当然に原告と同じく拘束される。

第2条（略）

第3条（確認・誓約等）

原告及び丙らは、次の事実を確認・誓約する。

(1) 原告の株主が従前はF社及びQ社であったところ、原告がY社の更生計画に基づいて同社に対し50億円の出資を行うまでに、F社が保有する原告株式全てを原告が自己株式として取得し、Q社1社のみが原告の株主となること。

(2) Q社の株主は、S社、戊、丁のみであること。

(3) 乙（乙の親族、乙又はその親族が代表者、10%以上の株主又は主要な債権者となっている法人を含む。以下14条まで同じ）は、Q社、S社及び各社の役員に対して、出資及び融資をしておらず、指図権能も有していないこと。また、上記各社の株式が乙を含む第三者に担保提供されておらず、形式のみならず、実質上も上記(2)の通りであること。

(4) Q社、S社及び各社の役員に対して、今後も更正手続終結に至るまでの間、乙からの出資及び融資がなされないこと。

(5) 乙から、原告に対し、原告からY社等に行う出資又は借付に充てるものとして資金の支出（出資、融資その他名義の如何を問わない。）が行われないこと。ただし、原告から乙に対する資産の譲渡によって支払を受ける対価については、この限りではない。

(6) 原告が、第4条の出資をした時点から1年を経過する時までには、原告は、次のいずれかを実施する。

① 会社分割、事業譲渡その他の方法により、乙からの原告に対する現存する貸付金につき原告が債務を負わない状態にすること（以下「負債解消条件」という。）

② 原告の保有するY社の株式全てをQ社に対して譲渡すること（以下「Y株譲渡条件」という。）

③ Y社に対して本件更生計画に基づき出資する場合の原告の完全子会社（a社）の株式全てをQ社に対して譲渡すること（以下「a株譲渡条件」という。）

(7) 前記(1)の後、本件更生手続終結に至るまでの間に、原告((6)②又は③が

実施された場合を除く。)、Q社又はS社の株主構成を変更する場合には、事前に本件管財人に対し書面によって通知すること。ただし、同変更による新株主は、乙以外の者とする。

(8) 原告は本件更生手続及び本件更生手続におけるスポンサーの役割への理解に努め、その趣旨に従うこと。

(9) ~ (10) (略)

第4条 (出資)

原告は、本件管財人に対し、平成22年12月29日までに、Y社の更生計画に定める金50億円の出資を行う。

第5条~第13条 (略)

第14条 (本合意及び本件スポンサー契約の終了)

1 原告がY社の株式を全く保有しなくなったときは、本合意及び本件スポンサー契約は終了するものとする。

2~3 (略)

なお、a株譲渡条件とは、本件更生計画に基づくY社への出資を原告の完全子会社であるa社に行わせることとした場合(1条4項)に、原告が保有するa社株式の全部をQ社に譲渡することを意味するものである(甲22。以下、a社がY社に出資する案を「a出資案」といい、これに対し、原告がY社に出資する案を「原告出資案」という。)

イ 原告の役員と乙とのメールのやり取り

丙(当時の原告の代表取締役。乙13の2)、丁及び戊(いずれも当時の原告の取締役。乙13の1)並びに乙は、平成22年11月21日及び同月22日、本件合意書に定められたY社への出資及びその後1年以内実施すべき条件の履行方法に関し、下記のとおり電子メールのやり取りをした(以下、これらのメールを併せて「本件各メール」という。乙38)。

(ア) 丁から乙、丙及び戊に対するメール(平成22年11月21日午後3時32分。以下「第1メール」という。)

「昨日乙さんと話しました。

1 Y事業の切り離しについては、以下の手順。

① Aが自社株買いにてF持分を取得

(論点:金額、その後のストラクチャー)

② QがAの100%親会社となった時点でAからaへ出資

(論点:既存のAのお金を使えるか(略))

③ AからY事業の切り離しのために、a株式をQに現物配当

(論点:a株式の評価額をいくりにするか。簿価を高くした場合、グループからはずれた際に課税)

→丙先生、AおよびQにどの程度赤字をつけることができるかご検討ください。

2 AならびにQの資本構成の再構築について

(略)

3 AとしてすぐにYの売却活動にはいるべきか否か。

→この点は慎重に決める必要がありますが、Aとしては可能な限り早期の売却を目指すものの、出資実行後、管財人、裁判所の反応を待って決めたいというスタンスではいかがでしょうか（ここは丁案）

大きな論点は以上のおおりと考えています。

本日夕方にもでもスカイプでと思っておりましたが、上記のおおりと考えますので、特に不要かと思っております。乙さん、必要であればいつでもご連絡ください。（以下略）」

(イ) 第1メールに対する乙の返信のメール（平成22年11月21日午後5時34分。以下「第2メール」という。）

「aは案になりません。Yの株を売却した時点で課税されます。Aが直接Yの株を持つしかないと思います。3についての作業工程表は作っておくべきです。」

(ウ) 丙から乙へのメール（平成22年11月21日午後9時40分。以下「第3メール」という。）

「大変遅くなりましたが条文の確認を行いました。

Q1) AがY(Y社)へ出資をした後に、Qに出資額より高い金額で現物配当ができるか?について

100%親会社に対しての現物配当は、適格現物配当とされ合併など他の適格要件と同一の範疇に入る為、簿価の引継ぎとなってしまいます。

一方、100%グループ内で売却を行った場合、売却損益はグループ外へ売却するまでの間、繰り延べされますので、以下のような手続きを行うことで実現可能です。

Step1) AがYを時価(注)にてQに売却(利益は実際の売却まで繰り延べられます)

Step2) Step1の売買代金は貸借としておき、当該貸借を現物配当(これで源泉徴収はなくなります)

(注) 法人税は時価課税とされており、今回の改正で100%グループ内法人のその他の改正点として寄付金は損金不算入、受増益は益金不算入とされてます。結果、Y株式は時価で売買されなければならないとお考えください。また、非上場株式の時価は取引事例がある場合を除き、純資産価額とされています。

例) 純資産価額100億の株式を80億で売買した場合、以下の結果、100億で売買したものとなります。

売却法人: 20億円が寄付金、売却益の両建てとなります。

購入法人: 20億円が受贈益となります。(以下略)」

(エ) 第3メールに対する乙の返信のメール（平成22年11月22日午前7時38分。以下「第4メール」という。）

「Y(Y社)は現在純資産が80億円以上あるので出資額50億円をたして130億以上で売却するということですか。Aに赤字がない。」

ウ 原告は、平成22年12月20日、本件合意書3条(1)に基づき、F社が保有していた原告株式につき、自己株式の取得をし(以下「本件自己株式取得」という。)、これにより、原告の株主はQ社のみとなり、乙及びその親族が株主となっているF社は原告

の資本関係から離脱することとなった。

原告は、平成22年12月22日、Y社との間で募集株式割当契約（総数引受契約）を締結し、同契約に基づき振込期日までに50億円の出資をして、同社が発行する全普通株式10万株を取得した（乙39）。

原告は、平成23年12月9日、本件合意書3条（6）②（上記ア）に基づき、Q社との間で株式譲渡契約を締結し、同契約に基づき同月21日に原告が保有するY社株式のうち9万9000株をQ社に114億円で譲渡した（乙40。以下「本件Y株譲渡」という。）。

（4）原告のb社への投資について

原告が平成25年1月7日に関東財務局長に提出した大量保有報告書（甲13）によれば、平成24年12月25日当時、①原告は、株式会社b（以下「b社」という。）の株式総数の2.8%に相当する2万9513株を保有しており、②その共同保有者（株券等の保有者と共同して当該株券等を取得若しくは譲渡し、又は議決権その他の権利を行使することを合意している他の保有者〔金融商品取引法27条の23第5項〕）であるU社（上記（1）カ）は、b社株式の3.27%に相当する3万4450株を保有していた。また、これらの株式保有の目的は、「投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと」であるとされていた。

原告は、b社に対し、上記の目的に基づき経営陣への助言や重要提案行為を行っていたところ、乙は、原告とb社との交渉の場に同席し、発言していた。

（5）原告のd社への投資について

原告が平成26年9月16日に関東財務局長に提出した大量保有報告書（甲14）によれば、原告は、同月8日当時、株式会社d（以下「d社」という。）の株式総数の3.23%に相当する78万8800株を、その共同保有者であるU社は、d社株式の2.79%に相当する68万2700株を保有していた。これらの株式保有の目的は、上記（4）と同様、「投資及び状況に応じて経営陣への助言、重要提案行為等を行うこと」であった。

原告は、d社に対し、経営陣への助言や重要提案行為を行っていたところ、乙は、原告とd社との交渉の場に同席し、発言していた。

（6）原告のe証券との取引について

e証券株式会社（以下「e証券」という。）は、原告からの注文を受けて株式の売買等を行っていた証券会社である。

原告は、e証券との間で有価証券取引を開始するに当たり、平成20年11月25日、同社に対し、原告の「従業員」である乙ほか1名を「発注者及び決済方法連絡担当者」として指定する旨を記載した書面（乙44）を提出した。そして、乙は、同日頃から、e証券が原告との取引を終了した平成27年4月頃までの間、原告が行う株式の売買に関し、e証券に対する発注等を継続的に行っていた（乙45）。

（7）確定申告及び本件各処分

ア 確定申告

原告は、平成23年11月期について、所得金額をマイナス13億3327万4415円、繰越欠損金額を36億7740万4306円とする旨の法人税の確定申告をし、平

成24年11月期について、所得金額を0円、繰越欠損金額を15億2229万1020円とする旨の法人税の確定申告をし、平成25年11月期について、所得金額を0円、繰越欠損金額を10億7227万1339円とする旨の法人税及び復興特別法人税の確定申告をした(乙4~6)。

原告は、これらの確定申告に当たり、本件借入れに係る支払利子の金額(平成23年11月期につき9億8969万4520円、平成24年11月期につき6億3138万1057円)を損金の額に算入し、これにより平成24年11月期に生じた繰越欠損金額15億2229万1020円のうち4億5001万9681円を平成25年11月期の損金の額に算入した。

イ 本件各処分

渋谷税務署長が原告に対し平成28年7月29日付けでした本件各処分(本件各更正処分、本件復興税更正処分及び本件賦課決定処分)は、次のとおりである(甲5~8。別紙3参照)。

すなわち、渋谷税務署長は、乙が「国外支配株主等」(関係法令(2)イ)に当たるところを前提に、本件借入れについて原告が乙に支払った利子のうち、本件借入期間(平成23年7月5日から平成24年3月7日まで。上記(2)イ(エ))に対応する部分(平成23年11月期につき9億7074万5205円、平成24年11月期につき6億3138万1057円。以下「本件支払利子」という。)について措置法66条の5第1項が適用されるとし、本件支払利子のうち所定の金額を超える部分(平成23年11月期につき9億7074万5205円、平成24年11月期につき4億9175万9814円)を損金の額に算入することができず、所得金額がその不算入額分増加するとして、平成23年11月期更正処分及び平成24年11月期更正処分をした。これらの更正処分の結果、平成23年11月期の所得はマイナス3億6252万9210円、繰越欠損金額は27億0665万9101円となり、平成24年11月期の繰越欠損金額は5978万6001円となった。

また、渋谷税務署長は、上記各更正処分に伴い、平成25年11月期の確定申告における繰越欠損金額の損金算入額のうち3億9023万3680円が過大となり、これを不算入とする分所得金額が増加するとして、平成25年11月期更正処分をした。その結果、平成25年11月期の所得金額は3億9023万3680円(確定申告における所得金額0円に対し)、差引納付すべき法人税額は9866万9300円、繰越欠損金額は0円となった。そして、このように所得が生じたことに伴い、渋谷税務署長は、平成25年11月期について本件復興税更正処分をし、さらに、通則法65条1項を適用して平成25年11月期更正処分等に伴う本件賦課決定処分をした。

(8) 源泉徴収等について

ア 原告は、平成23年12月22日、麻布税務署長(当時の原告の所轄税務署長)に対して、本件借入れに係る利子の支払(同月27日支払分)を受ける乙の所得について、日本国とシンガポールとの間の租税条約11条2項の適用を受けるとして、上記の支払利子のうち5億5555万5555円について10%の限度税率により源泉徴収を行う旨を記載した届出書(乙33の1)を提出し、平成24年1月10日、所得税額5555万5555円を納付した(乙33の2)。

原告は、平成24年3月8日支払分の利子に係る乙の所得税についても、同月7日、麻布税務署長に対し、同様の届出書を提出し、上記（ア）の10%の限度税率により計算した所得税額1億0655万2002円を源泉徴収として納付した（乙34の1・2）。

イ 乙は、シンガポールに住所地を移転した平成23年7月5日以降、平成25年11月30日までの間に、シンガポールの税務当局に対して所得税の申告をしていない（乙35）。なお、シンガポールの税法では、乙が原告から支払を受けた本件借入れに係る利子は、国外所得として課税の対象とされず、申告を要しないこととされている（乙36）。

（9）本件訴訟に至る経緯について

原告は、平成28年10月25日付けで本件各処分取消しを求めて再調査の請求をしたところ、東京国税局長から平成29年1月19日付けで同請求を棄却する旨の決定を受けた（甲9）。

さらに、原告は、平成29年2月21日付けで本件各処分取消しを求めて審査請求をしたところ、国税不服審判所長から平成30年2月7日付けで同審査請求を棄却する旨の裁決を受けた（甲10）。

原告は、平成30年5月2日、本件訴えを提起した。

3 本件各処分の根拠及び適法性に関する被告の主張

被告が本件訴訟において主張する本件各処分の根拠及び適法性等は別紙3に記載のとおりであるところ、原告は、後記4の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を明らかに争わない。

4 争点

（1）乙が原告の「国外支配株主等」に該当するか

（2）原告が平成25年11月期更正処分等を受けたことについて、通則法65条4項にいう「正当な理由」があるか（本件賦課決定処分の適否に関し）

5 争点に対する当事者の主張の要旨は、別紙4のとおりである。なお、同別紙で用いる略称については、本文においても用いる。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、非居住者である乙は原告の「国外支配株主等」（措置法66条の5第4項1号）に該当し、原告が本件借入期間中に乙に支払った本件借入れに係る利子（本件支払利子）については同条1項の規定が適用され、所定の金額を超える部分について損金の額に算入することができないため、渋谷税務署長（処分行政庁）がした本件各更正処分及び本件復興税更正処分は適法であり、また、原告が平成25年11月期更正処分等を受けたことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認めることはできず、本件賦課決定処分も適法であるから、原告の請求はいずれも理由がなく棄却すべきものと判断する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 認定事実

前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

（1）Y社等のスポンサー及び本件借入れについて

ア 原告がP社借入れをすることとなった経緯等

乙は、投資ファンドであるBを運営し、投資対象とされた企業に対しその経営に関する具体的な提案をするなどのアクティビスト活動を行っていたところ、平成18年6月に

証券取引法違反の罪により起訴されたため、その後は、表立って上記活動を行うことができなくなった。

そこで、乙は、平成20年頃、表面的には自らが関与していない会社として、Bの顧問税理士であった丙が代表取締役となっていた原告を利用して上記活動を行うことにし、P社（乙が代表取締役を務め、かつ、全株式を保有する会社）を通じて、原告に事業資金を貸し付けることとした。

上記の方針に基づき、原告は、平成20年6月25日から平成22年10月13日までに10回にわたりP社からの借入れ（P社借入れ）をし、その借入金の残額は平成23年5月末日時点で151億3800万円であった。

（以上につき、前提事実（1）ア、イ、エ（2）ア、乙46）

イ 原告の自己株式取得前における株主構成

原告の平成20年頃から平成22年12月19日（本件自己株式取得の前日）までの株主構成は、F社が原告株式の約66.7%を保有し、Q社が原告株式の約33.3%を保有していた。F社は、平成20年11月まで乙が、それ以降はHやIが代表取締役を務め、乙及びその妻子（平成24年以降は乙の4人の子が100%株主である会社を含む。）が株主となっている会社である。他方、Q社は、丙が代表取締役を務めるS社、丁及び戊が株主となっている会社である。（前提事実（1）ウ、オ、乙46、47）。

ウ 原告のY社への出資に至るまでの経緯

（ア）Y社等は、平成21年6月16日、本件更生手続を開始する旨の決定を受け、原告は、同年11月2日、本件管財人との間で本件スポンサー契約を締結し、平成22年5月31日、本件更生計画が認可され、同計画は同年9月29日に確定した（前提事実（3）ア）。

（イ）ところが、乙がY社等の債権者と直接接触したことなどから、本件更生裁判所は、平成22年10月8日、原告（丙ら）も含めた関係者の面談において、乙の経営への関与は認められないことを前提に、現状では企業統治の混乱が増大しており本件更生計画の遂行に支障を来すおそれがあるため、原告のスポンサーとしての適格性について調査委員による調査を行った上で原告による出資の許可を判断する旨の見解を示し、同日、会社更生法125条1項及び2項に基づき、調査委員としてf弁護士を選任し、調査を命じた（本件調査命令）。

（ウ）これを受けて、乙は、本件更生裁判所に対し、平成22年10月18日付け確約書を提出し、「Y社等の更生手続に関し、原告への資金提供を含め、直接にも、間接にも関与しないことを確約」する旨の誓約をしたが、本件更生裁判所は、乙が原告の株主であるF社等を通じて、原告に対する影響力を行使することを懸念し、乙の原告への関与を完全に排除しなければ、原告をY社等のスポンサーとして認めないとする意向を示した（甲21の添付資料4・5）。

そこで、原告は、F社の了承を得て、本件更生裁判所及び本件管財人に対し、F社が保有する原告株式について自己株式の取得をする（これにより、Q社が原告の唯一の株主となる。）ことを報告した（甲21の添付資料6・7）。

（エ）以上の経緯を経て、本件管財人、原告及び丙らは、平成22年11月19日付けで本件合意書を作成した。

本件合意書3条(6)においては、原告が、Y社に出資をした時点から1年が経過する時までに、①乙(乙が株主等となっている法人を含む。)の原告に対する貸付金に係る債務を解消すること(負債解消条件)、②原告の保有するY社株式の全部をQ社に譲渡すること(Y株譲渡条件)、③Y社に対する出資を原告の完全子会社(a社)を通じて行う場合には、a社株式の全部をQ社に譲渡すること(a株譲渡条件)のいずれかを実施することが定められた。これは、本件管財人と原告側との交渉において、原告の事業(スポンサー事業以外のものも含む。)について乙からの資金提供を受けないことが要請されたものの、原告がP社(上記アのとおり、乙がその全株式を保有している。)からの借入金につき早期に完済することは困難であったことから、上記①(負債解消条件)に代わる選択的な方法として、上記②(Y株譲渡条件)及び③(a株譲渡条件)が定められ、これらの条件のうちいずれかが実施されれば足りるとされたものである。(前提事実(3)ア、甲21、22)

エ 本件各メールのやり取り

本件合意書作成の2日後である平成22年11月21日から同月22日までに、丙らが乙との間で本件各メールのやり取りをした内容は、次のとおりである(前提事実(3)イ)。

(ア) Y社への出資の主体及び出資後に履行すべき条件に関するやり取り

丁は、乙に対し、a出資案及びa株譲渡条件により、原告からY社等へのスポンサー事業を切り離すこととした場合に考えられる論点を示した(第1メール)ところ、乙は、a出資案等は税務上の観点から採用することができず、原告出資案によるしかない旨の見解を示した(第2メール)。

第2メールを受け、丙は、原告出資案が採用されることを前提に、原告がY社株式を100%親会社であるQ社に現物配当する場合には、出資額よりも高い金額での現物配当はできないのに対し、Y社株式をQ社に売却する場合には、売却損益に係る課税はグループ外へ売却するまでの間、繰延べされることなどを報告した(第3メール)。これに対し、乙は、課税の繰延べがされるとしても、原告に赤字が生じないため課税されるおそれがあるとの懸念を示した(第4メール)。

(イ) Y社株式の売却時期に関するやり取り

丁は、乙に対し、「3 原告としてすぐにYの売却活動に入るべきか否か」を論点の1つとした上で、「原告としては可能な限り早期の売却を目指すものの、出資実行後、本件管財人、本件更生裁判所の反応を待って決めたいというスタンス」を取る旨の意見を提案し(第1メール)、乙は、この点に関する作業工程表を作っておくべきである旨を述べた(第2メール)。

オ 原告によるY社への出資及びY社株式の譲渡

原告は、上記ウ(ウ)の方針(本件合意書3条(1))に基づき、平成22年12月20日、F社が保有していた原告株式の全部について、自己株式の取得をし(本件自己株式取得)、同月22日、Y社に対し本件更生計画に基づく50億円の出資をして、同社が発行する全普通株式10万株を取得した。

また、原告は、本件合意書3条(6)②に基づき、平成23年12月9日、Q社との間で株式譲渡契約を締結し、同月21日、原告が保有するY社株式のうち9万9000株

をQ社に114億円で譲渡した（本件Y株譲渡）。

（以上につき、前提事実（3）ウ）

カ 丙の退任について

丙は、平成22年12月2日、丁から、乙が帰国する日程に合わせて同月20日に原告の役員会議を開催したい旨の連絡を受けた（乙47）が、同月8日、原告の代表取締役を退任するとともに、取締役を辞任した（乙13の2）。丙が退任を決意したのは、乙が、従来の取り決めと異なり、Q社における各人の出資持分に応じた投資（又は、投資をしないのであれば出資持分の減少）を求めたことによるものであった。

乙は、平成23年2月26日、丙に対しメールを送り、丙のそれまでの貢献に謝意を表すとともに、「2.5億の支払いの件Aからが適切かと思いますが、丁にお申し付けください」と述べて、丙が代表取締役を務めるS社が保有するQ社株式の買取代金2億5000万円の支払を原告に行わせる旨を伝えた（乙47）。

もっとも、丙は上記の買取代金を了承せず、S社は、F社との間の覚書により自身が保有するQ社株式の買取りに関する合意が成立したと主張して、平成24年6月7日にF社に対し買取請求をし、同社がこれに応じなかったことから訴訟を提起した（前提事実（1）オ）。

キ 本件譲渡益の発生とg社の出資持分に係る売却損について

本件Y株譲渡により、原告に譲渡益39億1989万1693円（平成23年12月9日に計上された本件Y株譲渡に係る売却益の額64億5000万円から、平成24年5月22日に計上されたQ社株式の譲渡に係る調整代金の支払金額25億3010万8307円を差し引いた金額。以下「本件譲渡益」という。）が発生した（乙51の1・2）。

原告は、平成23年7月1日、P社から、g社の出資持分を72億円で購入し、平成24年6月29日、T社（F社の完全子会社）に対し、これを35億円で売却した（乙52の1・2）。

原告は、平成24年11月期の法人税について、所得金額を0円とする確定申告を行った（乙5）。

ク P社借入れに係る返済について

原告は、P社に対し、平成23年6月30日（上記キのg社の出資持分をP社から購入した前日である。）に60億円を、同年7月31日に91億3800万円を支払い、P社借入れに係る債務の全額を返済した。P社借入れに係る最も早い返済期日は平成25年6月26日であり、原告は同期限よりも約1年11か月前に完済したものである。（前提事実（2）ア）

平成23年3月31日時点の原告の貸借対照表には、資産の部には合計171億4519万2261円、負債の部には合計168億1368万5362円がそれぞれ計上されており、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの純利益として4億2816万2131円が計上されている（甲20）。

上記返済に当たり、P社（戊）と原告（丁）との間で以下の内容のメールのやり取りがされた（甲20）。

（ア）P社の代表取締役である戊（原告の取締役でもある。）は、平成23年6月8日、原告の代表取締役である丁に対し、以下のメールを送信した（以下「本件督促メール」と

いう。)

「Pの代表取締役としてメールを差し上げます。先般来、Pの株主である乙さんからは、早期にPのAに対する貸付金の回収を図ってほしいと頼まれています。今回のAの決算を見ると、PとAとの合意内容からは期限の利益喪失と判断されても仕方がない状況になっていると思います。即時の一括返済が現実的に無理だとすれば、その代わり、利息を法定の上限利率である年15%にするといった手当をしていただく必要があると考えています。」

(イ) 丁は、平成23年6月20日、本件督促メールへの返信として、以下のメールを返信した。

「今期はY株の売却によって利益が出ることを予想しており、ここでPからの借入金の返済ができるものと期待しています。Y株の売却については現在管財人と協議中であり、10月には売却できるよう進めております。しかしながら前回覚書の第2項にひっかかるという認識は当社でも持っていますので、以下のように借入条件の変更を行なうことによって即座に期限の利益喪失ということは避けるべくお願いできませんか。」

(日) Y株の売却が終了する本年10月末まで貸付期限延長

(月) 10月末までは金利を10%とする

(火) 引き続き資産の処分（特に不動産）を進めて出来る限りの前倒し返済を行なうように努めます。」

なお、上記各メールにおいて引用されている本件覚書は、平成23年3月15日付けで作成されたものであるところ、これは、P社借入れに係る最終の借入れ（平成22年10月13日）がされた後であり、かつ、Y社等への出資に係る本件合意書の履行をめぐり乙と丙らとの間で本件各メールのやり取りが平成22年11月21日及び22日にされた後でもあった。また、本件合意書や本件各メールによれば、原告の本件更生計画に基づく出資がされてから1年以内に本件Y株譲渡による売却益が得られることは確実であり、むしろ原告に赤字がないことが税務上の観点から問題とされていた。（前提事実(2)ア、上記ウ(エ)、エ)

ケ 本件借入れについて

原告と乙は、平成23年6月30日、本件コミットメントライン契約を締結し、原告は、乙から、同日に40億5000万円、同年7月1日に105億円及び同月4日に18億5000万円（合計164億円）をそれぞれ借り入れた（本件借入れ。前提事実(2)イ）。

本件コミットメントライン契約の締結に先立ち開催された原告の臨時株主総会の議事録によれば、同契約の締結に関する議案のほか、g社の出資持分につき「当該土地は●●の再開発が期待されている土地であり、今後積極的に地上げ等を含めアップサイドを狙っていきたい」との理由で、72億円で取得することが可決され（乙48）、本件コミットメントライン契約に基づき乙から借り入れる資金は、P社借入れに係る借入金の返済のほか、g社の出資持分を取得する資金としても使用するものとされていた。そして、本件コミットメントライン契約には、原告が乙から借り入れる資金の用途について事前に乙の承認を得る旨の本件事前承認条項が定められていた（前提事実(2)イ(ア))から、本件借入れに係る上記の各用途については当然に乙も了解するものであった。

また、P社借入れに係る利率は平成23年当時年5%であったのに対し、本件借入れの利率は年14.5%であり、本件借入れに係る支払利子は平成23年11月期につき約9億8969万円、平成24年11月期につき約6億3138万円となった（前提事実（2）ア、イ（ア）、（7）ア）。

（2）b社への投資について

ア b社の株式の大量保有

原告及びU社（F社の完全孫会社）は、平成24年12月25日当時、b社株式の共同保有者であり、その保有割合は両者合計で約6%であった（前提事実（1）カ、（4））。

イ b社との交渉における乙の関与

原告は、b社に対し株主としての立場から経営陣への助言や重要提案行為を行っていたところ、乙は、平成25年春頃から原告とb社との面談に同席するようになり、平成26年11月頃まで、1～2か月に1度、合計10回以上にわたり、交渉の前面に出て上記の助言や提案に関する発言を行っていた。b社側でこれに対応していたのは、代表取締役であるh（以下「h」という。）及び取締役であるi（以下「i」という。）であった。その経緯は以下のとおりである。（前提事実（4）、乙41）

（ア） b社は、平成24年末に、ライバル会社からTOB（株式公開買い付け）を仕掛けられていたところ、平成25年頃、丁（当時の原告の代表取締役）から大量保有報告書を提出している大株主として挨拶をしたい旨の連絡を受け、何回か同人と会った後、同人から「乙に会って頂けませんか。」との提案を受けて、乙とも面談するようになった。面談の日程は、乙の帰国に合わせて決められ、面談では主に乙が発言し、丁は事務的な連絡役にとどまっていた。また、乙からh又はiに対するメールや電話も頻繁にされた。

（イ） 上記のような面談等によるやり取りの中で乙が発言した内容は、b社の株主総会における原告の質問の内容となり、また、原告の名前においてb社に対して要求する場合の内容も、乙が発言した内容をまとめたものとなっていた。

また、上記の面談に出席していた乙以外の原告側の者（丁、戊、I）は、いずれも、乙の指示に従って行動していた。例えば、平成26年8月に実施されたb社の株主総会における社外取締役の改選に係る議案について、乙は、iの面前で、丁及び戊に対し、全ての社外取締役について否決票を入れるように指示し、その指示どおり、丁らは全ての社外取締役の改選に係る議案について否決票を入れた。

（ウ） b社は、当初、乙を原告のオーナーであると信じて対応していたところ、面談を重ねる中で原告と乙との関係に疑念を抱き、調べたものの判明しなかった。そこで、b社は、弁護士等を通じて原告側と接触することとし、平成26年11月28日付けで原告に宛てて作成した「ご回答」と題する書面（乙41の別紙2）において、「貴社ら」に「貴社グループの実質的意思決定者である乙殿を含みます。」との注書きを付した上で、「今後の貴社らとのやり取りや接触に関しては、下記の当社の法律事務所又は財務アドバイザーを通して頂きたく存じます。」と要請した。b社が上記の注書きを付したのは、乙を排除せず、原告の役員（丁や戊）を排除するのでは意味がないと考えたためであった。

（3）d社への投資について

ア 原告及びU社は、平成26年9月8日当時、d社株式の共同保有者であり、その保有

割合は、両社合計で約6%であった（前提事実（5））。

イ d社側で、原告による経営陣への助言や重要提案行為に対応していたのは、総務部長であるj（以下「j」という）及び取締役であるm（以下「m」という。）であった。その経緯は以下のとおりである。（乙42、43）

（ア）平成26年9月に丁からの接触があり、当初は同人が窓口となっていたが、平成27年4月頃からは乙とj及びmとの間で直接に面談や電話等を通じて交渉が行われた。jは、mが原告及びU社の実質的なオーナーであり、意思決定者であると考えて対応していたが、これは、①乙がd社株式を個人としては保有していないにもかかわらず、自らがd社の株主であるかのような発言をしたこと、②乙が、原告の代表取締役でありU社の会長でもある丁を「うちの人間」と呼び、同人を従えるような立ち振舞いをしてきたこと、③丁が交渉窓口であった頃の発言内容もその後の乙の発言内容と全く同じであったこと、④丁が、面談の中で「AもUも、共に乙さんのお金がほとんどであり、乙のもとで一緒にできた会社」であると発言したことなど、乙や丁の言動の端々に乙が原告等の実質的なオーナーであることをうかがわせる部分があったためであった。

（イ）なお、丁は、平成26年12月1日に原告の代表取締役を退任した（前提事実（1）ア）が、このことについて、乙は、面談の中で「丁も実はもうAをやめてシンガポールに移しました。」と発言していた。

（4）e証券との取引について

原告は、平成19年10月にe証券に口座を開設し、平成20年11月25日に原告の注文担当者として乙ほか1名を指定して、e証券に株式売買を発注していたところ、e証券では、業務部課長であったn（以下「n」という。）が原告の担当となっていた。

e証券との関係で乙が注文担当者として登録されていたのは、原告のほか、P社、U社、V社、Q社、g社及びT社等であり、nは、これらの会社について乙の関係会社として認識していた。また、原告の発注について、他の注文担当者等と比べ、乙が発注した回数は非常に多かった。

その後、e証券は、日本取引所自主規制法人の審査を受け、原告を含む上記関係会社の取引について不公正取引に当たるおそれがあるとの指摘を受けたことから、nは、平成27年4月頃、乙に電話をかけ、今後は注文を受けることができない旨を伝えた。nは、この連絡を乙のみに行い、原告ほか各社の代表取締役等には連絡をしなかったが、その後、これらの会社からe証券に対する株式売買の注文がされることはなかった。

（以上につき、前提事実（6）、乙45）

2 争点（1）（乙が原告の「国外支配株主等」に該当するか）について

（1）原告が「その事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより調達している」との要件を充足するかについて

ア 措置法66条の5第4項1号は、非居住者等が内国法人の「国外支配株主等」に該当するための要件として、非居住者等と内国法人との間に同号所定の関係その他の政令で定める特殊の関係があることを定めているところ、これを受けた措置法施行令39条の13第11項3号は、上記「特殊の関係」の一つとして、内国法人と非居住者等との間に同号イからハマまでに掲げる事実その他これに類する事実が存在することにより、当該非居住者等が当該内国法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係

(事業方針決定関係)があることを定め、同号ロは「当該内国法人がその事業活動に必要なとされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより、又は当該非居住者等の保証を受けて調達していること」と定めている(関係法令(2)イ)。

イ 乙は、平成23年7月4日に住所地を東京都渋谷区からシンガポールに移転し、同月5日以降、措置法2条1項1号の2に規定する非居住者に該当することとなったものである(前提事実(1)イ(ウ))ところ、原告は、乙から、同年6月30日に40億5000万円、同年7月1日に105億円及び同月4日に18億5000万円(合計164億円)の本件借入れをし、乙が非居住者となった同月5日から借入金完済された平成24年3月7日までの期間(本件借入期間)に貸主である乙に対し同期間に対応する利子(本件支払利子)を支払った(前提事実(2)イ、(7)イ)のであるから、かかる利子の支払は、「非居住者等からの借入れ」に対してされたものといえる。

また、有価証券の保有・運用及び投資等を目的とする原告は、その事業資金をP社借入れにより調達していたところ、本件借入れに係る借入金を原資としてP社借入れに係る借入金151億3800万円の返済をしたほか、g社の出資持分の購入代金72億円の一部に充てた(前提事実(1)ア、(2)ア、認定事実(1)キ~ケ)のであるから、本件借入れは原告の事業資金を調達するものと認められる。

そして、本件借入期間中の各月末(平成23年7月から平成24年2月までの各月末)時点における原告の総資産額に占める本件借入れの額の割合は、最も少ない月で59.91%であり、最も多い月では75.24%であった(前提事実(2)イ(エ))のであるから、原告は、本件借入期間において、事業活動に必要なとされる資金の相当部分を乙からの本件借入れにより調達していたものと認められる。

以上によれば、原告は、「その事業活動に必要なとされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより、調達している」との要件を充足し、措置法施行令39条の13第11項3号ロに該当するものというべきである。

ウ 原告の主張について

(ア) 原告は、本件借入れが実行された時点において乙は非居住者ではなかったから、本件借入れは「非居住者等からの借入れ」に当たらない旨主張する。

しかし、借入れ(貸付け)の実行時とは、貸主と借主との消費貸借関係という継続的な契約関係の始点であり、その関係は借入金完済されるまで存続し、借入れの利子も、かかる消費貸借関係が存続する間、継続的に発生するものである。そして、過少資本税制について定める措置法66条の5は、内国法人が非居住者である国外支配株主等から過大な貸付けを受けることによる租税回避を防止する趣旨で、国外支配株主等に対する支払利子の一部について損金算入を認めない旨を定めている(関係法令(2)ア)ところ、貸付け後に貸主が住所地を日本国外に移転した場合(本件借入れにおいては、最後の貸付けがされたのと同じ平成23年7月4日に、乙の住所地がシンガポールに移転されている。)に同条の規定が適用されないこととなれば、上記趣旨が容易に潜脱されることになってしまう。これらに加え、措置法施行令39条の13第11項3号ロの文言上も、貸主が貸付けの実行時において非居住者である場合に限定する旨の定めはないことや、国外支配株主等に対する支払利子について損金算入を認められない場合の一つとして同号ロが定められていることにも鑑みれば、損金算入が認められるか否かが問題と

されている支払利子との関係で、「当該内国法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより調達している」と認められれば足り、貸付けの実行時において貸主が非居住者であることを要しないものと解するのが相当である。

(イ) 原告は、本件コミットメントライン契約に基づく本件借入れについては借入金の用途につきP社借入れの返済のために使うものと定められていたから、「事業活動に必要とされる資金」を本件借入れにより調達したものではない旨を主張する。

しかし、上記イに説示したとおり、そもそもP社借入れは原告の事業資金を調達するためにされたものであるから、その返済のためにされた本件借入れも原告の事業資金を調達するものと評価すべきである。加えて、本件借入れによる借入金は原告がg社の出資持分を購入するための資金としても用いられたのであるから、この点においても、原告の事業資金を調達するものといえる。

(ウ) したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

(2) 「当該非居住者等が当該内国法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係」を有するとの要件を充足するかについて

ア 事業方針決定関係の認定判断の在り方について

上記(1)アのとおり、措置法施行令39条の13第11項3号は、措置法66条の5第4項1号に定める「特殊の関係」の一つとして、内国法人と非居住者等との間に上記3号イからハマまでに掲げる事実その他これに類する事実が存在することにより、当該非居住者等が当該内国法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係(事業方針決定関係)があることを定めている。そして、同イからハマまでに掲げる事実は、当該内国法人の事業活動における当該非居住者等との取引への依存(同イ)、当該非居住者等からの借入れ等による当該内国法人の事業資金の調達(同ロ)、当該内国法人の役員における当該外国法人の役員等との兼務(同ハ)など、事業方針決定関係の発生に通常寄与するものと考えられる取引、資金調達及び人事上のつながりに着目したものである。また、同号は、イからハマまでに掲げる事実のほか、「これに類する事実」により事業方針決定関係にあるといえる場合にも同号に該当するものとしている。これらに照らせば、同イからハマまでに掲げる事実は、事業方針決定関係の原因となる事実を例示したものと解することができ、これらの掲記の事実その他これに類する事実により事業方針決定関係があるか否かの認定判断に当たっては、取引、資金調達及び人事上のつながりを含め、当該事案において事業方針決定関係の発生に影響を及ぼすと考えられる諸般の事情を総合して認定判断を行うのが相当である。

そこで、このような観点から、以下、乙と原告との間の事業方針決定関係の有無について検討する。

イ 本件借入れによる事業資金の調達に係る事情

前記(1)のとおり、原告は措置法施行令39条の13第11項3号ロに該当する(その事業活動に必要とされる資金の相当部分を非居住者である乙からの本件借入れにより調達している。)ところ、本件借入れの総額は合計164億円にも及ぶものであり、本件借入期間中の各月末時点における原告の総資産額に占める本件借入れの額の割合は、最も少ない月(平成23年11月末)で59.91%であった上、同年7月末から10月

末まではいずれも70%を超え、同年12月末から平成24年2月末までもいずれも60%を超えていた（前提事実（2）イ（エ））のであるから、本件借入れは、原告の事業資金の調達において極めて大きな比重を占めていたものといえる。そして、本件借入れに係る基本契約である本件コミットメントライン契約において、原告が乙から借り入れる資金の用途について乙の事前の承認を得なければならないものとする本件事前承認条項が定められていた（前提事実（2）イ（ア））のであるから、同条項に基づき、乙が本件借入れに係る借入金の用途の事前承認を通じて原告の事業の方針につき実質的に決定することは十分に可能な状態であったといえる。

ウ 上記イ以外の事情

上記イの事業資金の調達に係る事情以外の事情についてみると、原告は、平成22年12月22日にF社（乙及びその親族が株主となっていた会社）が保有していた原告株式につき本件自己株式取得をした（前提事実（3）ウ）ことにより、乙との資本関係は有しなくなったものの、以下に詳述するとおり、本件自己株式取得の前から形成されていた乙の原告に対する実質的な支配関係は、その後も維持されていたことが認められる。

（ア）本件自己株式取得前の状況

乙は、投資ファンドであるBを運営し、投資対象とされた企業に対しその経営に関する具体的な提案をするなどのアクティビスト活動を行っていたところ、平成18年6月に証券取引法違反の罪で起訴された後、表出って上記活動を行うことができなくなったため、Bの顧問税理士であった丙が代表取締役となっていた原告を利用して上記活動を行うことにし、F社を通じた資本関係のほか、P社（乙が代表取締役を務め、かつ全株式を保有する会社）が原告に対し事業資金を貸し付けること（P社借入れ）を通じて、実質的に原告を支配していた（認定事実（1）ア、イ）。

（イ）本件自己株式取得後における資本関係及び貸借関係

原告が平成22年12月20日に本件自己株式取得をしたことにより、F社は原告の資本関係から離脱し、Q社のみが原告の株主となった（前提事実（3）ウ）。これは、更生会社であるY社等について原告がスポンサーになろうとしていたところ、乙がF社を通じて原告に対する影響力を行使することにより本件更生計画に支障を及ぼすことへの懸念から、乙の原告への関与を排除する目的でされたものであった（認定事実（1）ウ（ウ））が、他方において、本件管財人が原告及び丙らとの間で本件合意書を作成するに際し、原告がY社への出資後1年以内に履行すべき事項として、乙（同人が全株式を保有しているP社を含む。）からの借入れに係る債務の解消（負債解消条件）のほか、原告が出資により取得するY社株式の譲渡（Y株譲渡条件）など、乙の原告に対する影響力が排除されなくても本件更生計画に支障が生じるのを防ぐことができるような選択肢が設けられ、実際に選択、実行されたのは後者（本件Y株譲渡）であった（認定事実（1）ウ（エ）、オ）ことから、P社借入れという事業資金の調達を通じた乙の原告に対する影響力は依然として存続することとなった。

なお、本件自己株式取得により原告の唯一の株主となったQ社も、Bの社員であった丁が代表取締役を務めていたほか、その株主も丁、戊（同ファンドの顧問弁護士）及び丙（同ファンドの顧問税理士）が経営するS社であり、しかも実際にQ社の出資持分の取得に関しこれらの者に資金を提供していたのは乙であった（前提事実（1）イ（ア）、

オ、認定事実（１）カ）。

（ウ）乙が原告の事業に関し、本件自己株式取得後も実質的な影響力を行使していたこと

a Y社への出資に係る履行方法の選択について

平成22年11月19日付けの本件合意書においては、本件更生計画に基づきY社に出資する主体について、原告が出資するという案（原告出資案）のほか、原告の完全子会社であるa社が出資するという案（a出資案）という選択肢が設けられ、また、上記（イ）のとおり、出資後に履行すべき条件として、負債解消条件又はY株譲渡条件若しくはa株譲渡条件という選択肢が設けられており（前提事実（３）ア）、このうち原告にとっての現実的な選択肢は、負債解消条件以外の方法、すなわち、①原告出資案を前提としたY株譲渡条件、又は②a出資案を前提としたa株譲渡条件であった（認定事実（１）ウ（エ））。このような状況の下、同月21日から22日にかけて乙と丙らとの間で行われた本件各メールのやり取りにおいて、乙は、まず、原告出資案（上記①）を採用すべき旨を述べ（第2メール）、さらに、原告出資案を前提にY株譲渡条件を履行した場合の税務上の処理に係る検討として、原告に赤字がないため課税されるおそれがあるとの懸念を示した（認定事実（１）エ）。

その後、平成22年12月20日に本件自己株式取得がされた後、乙の上記意見に沿って、原告によるY社に対する出資及び本件Y株譲渡が行われた（認定事実（１）オ）ほか、後記b及びcのとおり、税務対策としての各措置が行われた。

b g社の出資持分の購入及び売却について

原告は、平成23年12月21日、本件更生計画に基づき50億円の出資をして得たY社株式10万株のうち9万9000株をQ社に代金114億円で譲渡し（本件Y株譲渡）、これにより平成24年11月期に約39億1989万円の本件譲渡益（ただし、Q社株式の譲渡に係る調整代金の支払金額を差し引いた後の金額。）が発生したが、その一方、原告は、これに先立つ同年7月1日、P社からg社の出資持分を72億円で購入した上、平成24年6月29日、T社に対し同出資持分をその半額以下である35億円で売却し、これにより平成24年11月期に37億円の譲渡損が発生した（認定事実（１）オ、キ）。

g社の出資持分の購入は、原告の臨時株主総会の議事録によれば、同社の所有地が●●地区の再開発が期待されている土地であるなどの理由により、乙からの本件借入れの一部を原資として購入したものである（認定事実（１）ケ）ところ、その約1年後に購入代金の半額以下で同出資持分を売却することとなった理由について、合理的に説明し得る事情は見当たらない。むしろ（ア）原告に同出資持分を売却したP社は、乙が全株式を保有している会社であり、（イ）原告から同出資持分を購入したT社は、乙及びその親族が株主となっているF社がその全株式を保有している会社であって（前提事実（１）エ、カ）、このようにg社の出資持分の購入先及び譲渡先がいずれも乙が実質的に支配している法人であることに加えて、（ウ）本件コミットメントライン契約における本件事前承認条項に基づき、本件借入れに係る借入金の一部を同出資持分の購入に充てることについては当然に乙も了解するものであったこと（認定事実（１）ケ）をも考慮すれば、原告がg社の出資持分について上記の購入及び売却をしたこと目的は、本件Y株譲渡による譲渡益に対する税負担が生じることにつき乙

が懸念を示したことを受け、本件譲渡益が計上される平成24年11月期においてg社の出資持分に係る譲渡損を発生させることにあったものと推認されるというべきである。

c 本件借入れについて

本件借入れは、原告が、P社借入れに係る借入金の返済及びg社の出資持分の購入に充てる目的で、平成23年6月30日の本件コミットメントライン契約に基づき、同日から同年7月4日までの間に合計164億円を乙から借り入れたものである。P社借入れに係る利率は同年当時年5%であったのに対し、本件借入れの利率は年14.5%であり、本件借入れに係る支払利子は、平成23年11月期につき約9億8969万円、平成24年11月期につき約6億3138万円であった。原告が平成23年11月期に係る法人税の確定申告において上記金額を損金の額に算入した結果、同期における繰越欠損金額は約36億7740万円となり、平成24年11月期における所得金額は0円、繰越欠損金額は約15億2229万円となった。また、本件借入れの最後の実行日である平成23年7月4日に乙が住所地をシンガポールに移転したことにより、本件借入期間中に乙が受領した利子（本件支払利子）に係る所得税については、日本とシンガポールとの間の租税条約の適用により10%の限度税率による源泉徴収にとどまることとなった。（前提事実（7）ア、（8）ア、イ、認定事実（1）キ、ケ、乙4）

以上のとおり、本件借入れは、上記bのg社の出資持分に係る譲渡損と相まって、本件Y株譲渡による本件譲渡益に対する課税を回避する効果を有するものであるとともに、本件各事業年度において原告に生じた利益について、非居住者である乙への利子の支払という形で同人に転じることによって、その税負担を上記の10%の限度税率による所得税の源泉徴収にとどめるという効果を有するものであった。

このような効果を有する本件借入れを行った理由について、原告は、本件覚書に定める期限の利益喪失事由に当たるとしてP社から本件督促メールにより期限前の返済を求められたためであると主張する。しかし、認定事実（1）クのとおり、①そもそも本件覚書が作成されたのは、平成20年6月から平成22年10月までの合計10回にわたるP社借入れの最後の実行の後、乙と丙らとの本件各メールのやり取りを経た平成23年3月15日付けで作成されたものである。また、②原告は、P社から本件督促メールで返済を迫られたとして、最も早い返済期日より約1年11か月前にP社借入れに係る借入金の全額を返済したものであるところ、これほど早期に債務を返済しなければならない状況にあったことをうかがわせるような事情は見当たらない。平成23年3月31日時点の原告の貸借対照表を見ても、その当時、原告が債務超過の状態であったと認められないばかりか、約4億2816万円の純利益が計上されている上、P社から原告に本件督促メールが送られた同年6月8日当時には、近いうちに本件Y株譲渡による譲渡益を得ることが確実に見込まれる状況であったものであり、しかも、乙自身が、本件各メールのやり取りの中で、本件Y株譲渡による譲渡益に係る税務上の観点から「原告に赤字がない」ことを問題としていたのである（認定事実（1）ク）から、本件覚書に定める期限の利益喪失事由（原告の財務状況が著しく悪化していること）に該当するような客観的事情があったと認められないことは明らか

である。③そして、P社は乙が全株式を保有する会社であるから、P社借入れの返済のために乙から本件借入れをすることは、実質的には乙からの資金提供につき利率を高くして契約を締結し直したものにほかならないところ、乙が原告の債務返済能力に疑問を感じていたというのであれば、本件借入れに係る借入金をP社借入れの返済のみならず、新たに代金72億円でg社の出資持分を取得するための資金にも使用することを乙が了承していたというのは不自然である。

そうすると、P社借入れの返済及び本件借入れは、上記bのg社の出資持分の購入及び売却と同様に、原告が得た利益に係る税負担の軽減を目的として行われた一連の措置であったと認めるのが相当である。そして、以上の経緯に照らすと、これらの一連の措置は、本件各メールのやり取りにおける乙の指摘に端を発したものと見るのが自然であり、また、P社が原告に期限前の返済を求めたのが乙の依頼によるものであることは本件督促メールの記載からも明らかである（認定事実（1）ク（ア））から、上記一連の措置が取られたのは乙の主導によるものであったと推認される。

d b社及びd社への投資及びe証券を通じた株式売買等について

認定事実（2）から（4）までのとおり、①原告はb社及びd社に対し株主としての立場から経営陣への助言や重要提案行為を行っていたところ、乙は、いずれの会社に対しても交渉の前面に出て発言し、交渉の場における乙の発言が株主総会における原告の質問等となっていたものであり、②また、当時の原告の代表取締役であった丁は事務的な連絡役にとどまり、他の役員等も乙の指示に従って行動していたことや、乙のオーナーらしい振舞いから、いずれの会社の担当者も乙が原告の実質的意思決定者であると認識していたものである。さらに、③原告の主要な業務の一つである株式の売買についても、原告によるe証券への発注は、その大部分が乙により行われていた。これらの事実によれば、原告の投資事業や株式取引事業の運営においても、乙が重要な影響力を行使していたことが認められる。

また、そのほかにも、乙は、原告の代表取締役であった丙が退任した際の清算（丙が経営するS社が保有するQ社株式の買取代金の支払）について、原告による支払を指示するような言動をしたり、丙の後任として原告の代表取締役となった丁をシンガポールに移したと発言するなど（認定事実（1）カ、（3）イ（イ））、原告の関係会社に係る資本関係の解消や代表取締役の人事に関わるような重要な事項についても、重要な影響力を行使していたことがうかがわれる。

エ 小括

以上によれば、乙は、原告の本件自己株式取得により原告との資本関係を有しなくなった後も、事業資金の調達（P社借入れ）やBの関係者である丙らとの人的なつながりを通じて、原告に対する影響力を依然として有していたものであるところ、本件更生計画に基づく原告のY社への出資における履行方法の選択や、本件管財人により出資の条件の一つとされた本件Y株譲渡を実施することによる譲渡益その他の原告が得る利益についての税負担の軽減を図るための一連の措置（g社の出資持分の購入及び売却、P社借入れの返済及び本件借入れ）は、いずれも乙の主導により行われたものであって、そのほか原告の投資事業（投資先企業であるb社及びd社に対する株主としての立場からの助言や提案等）及び株式取引事業（e証券を通じた株式の売買）の運営や、原告の役員

人事等の重要事項の決定についても乙が重要な影響力を行使していたものと認められるから、これに上記イのとおり本件借入れが原告の事業資金の調達において極めて大きな比重を占めること等をも併せ考慮すると、乙は原告の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係（事業方針決定関係）を有していたものと優に認めることができる。

オ 原告の主張について

(ア) 原告は、①本件借入れに係る借入金は、P社借入れに係る借入金の返済に充てるものと本件コミットメントライン契約において定められ、それ以外に原告の事業に使う余地はなかった、②乙による原告の事業への関与は、本件更生裁判所及び本件管財人の意向に従い、本件自己株式取得後は完全に排除された、③本件各メールのやり取りは、本件借入れの7か月前にされたものであるから、これにより本件借入期間における乙と原告との事業方針決定関係が基礎付けられるものではないなどと主張する。

しかし、①本件コミットメントライン契約においては、350億円を上限とする特別信用枠の範囲内で、乙から資金の使途に関する事前の承認を得た上で自由に金銭の借入れを行うことができると定められていた（前提事実（2）イ（ア））のであるから、P社借入れに係る借入金約151億円の返済に使途が限られていたものでないことは明らかである。なお、原告は、金銭消費貸借契約において本件事前承認条項のような定めを置くことは一般的であるとも主張するが、上記イからエまでにおいては本件事前承認条項の存在のみをもって事業方針決定関係を認定しているものではなく、上記に説示したような本件における諸般の事情を考慮して認定しているものであるから、かかる主張をもって上記の認定判断が左右されるものではない。

また、②本件自己株式取得により解消されたのは、乙及びその親族が株主となっているF社を通じた資本関係のみであり、そのほかの要因による乙の原告に対する影響力が本件自己株式取得後も存続していたことは上記ウに説示したとおりであるから、この点に関する原告の主張も採用することができない。

さらに、③本件各メールのやり取りは、単に本件合意書に示されたY社への出資の履行方法を決定したのみならず、本件Y株譲渡によって生じる譲渡益に係る税負担の軽減を図ることについて、その後の原告の取引（g社の出資持分の購入及び売却、P社借入れの返済及び本件借入れ）に重要な影響を与えたものであり、本件借入期間中にもその影響が存続していたことは上記ウに説示したとおりであるから、この点に関する原告の主張も採用することができない。

(イ) 原告は、①乙が、b社及びd社と原告との間の交渉に出席して両社の経営陣らに対し助言や提案をするなどしていたのは、U社を代理して行ったものにすぎない、②e証券を介した原告の株式売買の方針の決定を主に行っていたのは、原告の従業員であったqであるなどと主張する。

しかし、①原告及びU社は、b社及びd社の各株式に係る共同保有者として、共同で議決権その他の権利を行使することを合意していたものである（認定事実（2）ア、（3）ア）ところ、b社及びd社との交渉において原告とU社の立場が区別されていた様子はいかがわねず、また、乙の上記交渉における発言が株主総会における原告の質問等となったことは上記ウ（ウ）dに説示したとおりであるから、この点に関する原告の

主張は採用することができない。

また、②e証券を介した原告の株式売買については、その方針決定を主に行っていたのが原告の従業員であったqである旨の丁の陳述書（甲16）があるものの、同人の別の陳述書（甲3）において、原告が株式売買等の取引の担当を決めてe証券への発注を行っていたが、運用成績が芳しくないため、株取引に精通した乙に委託しようと考えた旨述べている一方、qの存在については一切言及がないことに照らせば、前者の陳述書における丁の陳述は、原告の上記主張を的確に裏付けるものとはいえない。

（ウ）したがって、原告の上記主張はいずれも採用することができない。

- (3) 以上によれば、内国法人である原告と非居住者である乙との間には、措置法施行令39条の13第11項3号ロに掲げる事実が認められ、同事実その他これに類する事実が存在することにより同号にいう「当該非居住者等が当該内国法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係」（事業方針決定関係）があったと認められるから、乙は措置法66条の5第4項1号に規定する原告の「国外支配株主等」に該当するというべきである。

したがって、原告が本件借入期間中に乙に支払った本件借入れに係る利子（本件支払利子）については措置法66条の5第1項の規定が適用され、所定の金額を超える部分について損金の額に算入することができないため、渋谷税務署長（処分行政庁）がした本件各更正処分及び本件復興税更正処分は適法である

- 3 争点（2）（原告が平成25年11月期更正処分等を受けたことについて「正当な理由」があるか）について

- (1) 通則法65条1項に定める過少申告加算税は、申告期限内に申告書の提出がされた後に修正申告書の提出又は更正があったときに、これらの修正申告や更正に基づき納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する加算税を課するものであり、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図ろうとする行政上の措置である。このような過少申告加算税の趣旨に照らせば、過少申告があっても例外的に過少申告加算税が課されない場合として同条4項が定める「正当な理由があると認められるものがある場合」とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁、最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同27年6月12日第二小法廷判決・民集69巻4号1121頁）。

そして、通則法65条4項の主張立証責任は、かかる定めが申告納税制度の例外であることからすれば、そのような例外的な事情が存在すると主張する原告が負うと解すべきである（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同11年6月10日第一小法廷判決・裁判集民事193号315頁参照）。

- (2) 原告は、①本件借入れは乙が非居住者となっていないときに締結された金銭消費貸借契約に基づくものであること、②本件借入れの当時、過少資本税制の適用により非居住者等への支払利息の損金算入が否定された事例がほぼ皆無であったことなどから、原告が過少申告をしたことについては真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情がある旨主張す

る。

しかし、上記2（1）ウ（ア）に説示したとおり、措置法施行令39条の13第11項3号ロにいう「当該内国法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより調達している」と認められるためには貸付けの実行時に貸主が非居住者であることを要しないと解されるどころ、これに反する誤った解釈に基づき原告が確定申告をしたことについて、特に酌むべき事情は見当たらない。むしろ、乙は、本件借入れに係る最後の貸付けをしたのと同じ平成23年7月4日に住所地をシンガポールに移転し、同月5日以降非居住者に該当することとなったものである（前提事実（1）イ（ウ）、（2）イ（イ））から、措置法66条の5第1項に定める規制を潜脱する趣旨であったことが疑われ、このことに照らしても、乙による実質的な支配が及んでいた原告において、上記の誤った解釈に基づき本件支払利子の全額を平成23年11月期及び平成24年11月期の損金の額に算入し、これらにより生じた繰越欠損金額を平成25年11月期の損金の額に算入して、同期の法人税及び復興特別法人税について過少申告をしたことにつき、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があるということとはできない。原告の主張する事情は、かかる判断を左右するに足りないものである。

したがって、原告が平成25年11月期更正処分等を受けたことについて通則法65条4項にいう「正当な理由」があると認めることはできず、本件賦課決定処分は適法である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 清水 知恵子

裁判官村松悠史及び裁判官松原平学は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 清水 知恵子

(別紙1)

指定代理人目録

齋藤 章隆、角木 渉、神山 典子、池田 龍太郎、酒井 武、松永 豊隆

以上

○ 租税特別措置法（平成二四年法律第一六号による改正前のもの）

（用語の意義）

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

一の二 居住者又は非居住者 それぞれ所得税法第二条第一項第三号又は第五号に規定する居住者又は非居住者をいう。

二～十六（略）

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内又は国外 それぞれ法人税法第二条第一号又は第二号に規定する国内又は国外をいう。

一の二 内国法人又は外国法人 それぞれ法人税法第二条第三号又は第四号に規定する内国法人又は外国法人をいい、それぞれ次号に規定する人格のない社団等で、前号に規定する国内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同号に規定する国外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

二～三十一（略）

3～4（略）

（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）

第六十六条の五 内国法人が、平成四年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人に係る国外支配株主等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分の三倍に相当する金額を超えるときは、当該内国法人が当該事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該内国法人の当該事業年度の総負債（負債の利子等の支払の基因となるものに限る。次項及び第三項において同じ。）に係る平均負債残高が当該内国法人の自己資本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。

2～3（略）

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国外支配株主等 第二条第一項第一号の二に規定する非居住者（第九号において「非居住者」という。）又は外国法人で、内国法人との間に、当該非居住者又は外国法人が当該内国法人の発行済株式又は出資（当該内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

二～九（略）

5～（略）

○ 租税特別措置法施行令（平成二四年政令第一〇五号による改正前のもの）

（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）

第三十九条の十三

- 1 法第六十六条の五第一項に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
 - 一 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額がハに掲げる金額以下である場合 当該内国法人が当該事業年度において当該内国法人に係る国外支配株主等（法第六十六条の五第四項第一号に規定する国外支配株主等をいう。以下この条において同じ。）及び資金供与者等（同項第二号に規定する資金供与者等をいう。以下この条において同じ。）に支払う第十五項各号に掲げる費用（第十三項第二号又は第三号に規定する場合において、これらの号の資金に係る負債の利子が当該利子の支払を受ける者の課税対象所得（法第六十六条の五第四項第九号に規定する課税対象所得をいう。ロにおいて同じ。）に含まれるときに、支払うものに限る。）の金額（次号において「課税対象所得に係る保証料等の金額」という。）に、イに掲げる金額からハに掲げる金額を控除した残額（次号及び次項において「平均負債残高超過額」という。）をロに掲げる金額で除して得た割合を乗じて計算した金額
 - イ 当該内国法人の当該事業年度の当該国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債（法第六十六条の五第四項第四号に規定する国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債をいう。以下この条において同じ。）に係る平均負債残高（同項第五号に規定する平均負債残高をいう。以下この条において同じ。）
 - ロ 資金供与者等に対する法第六十六条の五第四項第四号に規定する政令で定める負債（当該負債の利子が当該利子の支払を受ける者の課税対象所得に含まれるものに限る。）に係る平均負債残高
 - ハ 当該内国法人の当該事業年度に係る国外支配株主等の資本持分（法第六十六条の五第四項第六号に規定する国外支配株主等の資本持分をいう。第四項及び第七項において同じ。）に、三（当該内国法人が同条第三項の規定の適用を受ける場合には同項に規定する倍数。次項において同じ。）を乗じて計算した金額
- 二 前号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額が同号ハに掲げる金額を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - イ 当該内国法人が当該事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等（法第六十六条の五第四項第三号に規定する負債の利子等をいう。以下この条において同じ。）の額から課税対象所得に係る保証料等の金額を控除した残額に、平均負債残高超過額から前号ロに掲げる金額を控除した残額を同号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金額を控除した残額で除して得た割合を乗じて計算した金額
 - ロ 課税対象所得に係る保証料等の金額
- 2～4（略）
- 5 法第六十六条の五第二項に規定する国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から控除する政令で定めるところにより計算した特定債券現先取引等に係る平均負債残高は、当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債のうち、特定債券現先

取引等（同条第四項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。次項及び第八項において同じ。）に係るものに係る平均負債残高（当該平均負債残高が当該特定債券現先取引等に係る資産に係る平均資産残高（当該事業年度の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額をいう。次項において同じ。）を超える場合には、当該平均資産残高。第八項において「調整後平均負債残高」という。）とする。

6～10（略）

11 法第六十六条の五第四項第一号に規定する政令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一 当該内国法人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額（以下この条において「株式等」という。）を直接又は間接に保有される関係

二 当該内国法人と外国法人が同一の者（当該者が個人である場合には、当該個人と法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。）によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十以上の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該内国法人と当該外国法人の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

三 当該内国法人と非居住者（法第二条第一項第一号の二に規定する非居住者をいう。第二十八項において同じ。）又は外国法人（以下この号において「非居住者等」という。）との間に次に掲げる事実その他これに類する事実が存在することにより、当該非居住者等が当該内国法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係（前二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

イ 当該内国法人がその事業活動の相当部分を当該非居住者等との取引に依存して行っていること。

ロ 当該内国法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより、又は当該非居住者等の保証を受けて調達していること。

ハ 当該内国法人の役員二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、当該外国法人の役員若しくは使用人を兼務している者又は当該外国法人の役員若しくは使用人であつた者であること。

12～30（略）

○ 国税通則法（平成二十八年法律第十五号による改正前のもの）

（過少申告加算税）

第六十五条 期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。）において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

2～3（略）

4 第一項又は第二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

5（略）

本件各処分の根拠及び適法性

1 本件各事業年度の法人税の各更正処分（本件各更正処分）について

(1) 本件各更正処分の根拠

被告が主張する原告の本件各事業年度（平成23年11月期から平成25年11月期まで）の法人税に係る所得金額、納付すべき税額及び繰越欠損金額は、次のとおりである。

なお、下記に記載の金額のうち、金額の前に「△」を付した金額は、欠損金額又は還付金額を表す。

ア 平成23年11月期

(ア) 所得金額 △3億6252万9210円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告における所得金額 △13億3327万4415円

上記金額は、原告が麻布税務署長に対して平成23年12月28日に提出した平成23年11月期の法人税に係る確定申告書（以下「平成23年11月期法人税確定申告書」という。乙4）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

b 国外支配株主等に支払う負債の利子の損金不算入額 9億7074万5205円

乙は措置法66条の5第4項1号に規定する「国外支配株主等」に該当するから、本件借入れに係る利子のうち本件借入期間に対応する部分（本件支払利子）の金額については、同条1項の適用により損金の額に算入することができない。

上記金額は、原告が乙に対して支払う本件借入れに係る利子の額であるとして損金の額に算入した9億8969万4520円のうち、本件借入期間に対応する部分の金額であり、上記規定の適用により損金の額に算入されない金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 0円

前記(ア)の所得金額に法人税法66条（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下、後記イにおいて同じ。）1項、2項及び措置法42条の3の2（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下、後記イにおいて同じ）第1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税の額 40万7346円

上記金額は、平成23年11月期法人税確定申告書の「控除税額の計算」の「所得税の額」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額 △40万7346円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)の金額を差し引いた金額である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額 △40万7346円

上記金額は、平成23年11月期法人税確定申告書の「この申告による還付金額」の「計」欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき法人税額 0円

上記金額は、前記(エ)の金額から前記(オ)の金額を差し引いた金額である。

(キ) 繰越欠損金額 27億0665万9101円

上記金額は、平成23年11月期確定申告書に記載された繰越欠損金額36億774

0万4306円から、平成23年11月期更正処分に伴う所得金額の増加額9億7074万5205円（前記（ア）b）を減算した金額である。

イ 平成24年11月期

（ア）所得金額 0円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算し、cの金額を減算した金額である。

a 確定申告における所得金額 0円

上記金額は、原告が、麻布税務署長に対して平成25年1月30日に提出した平成24年11月期の法人税に係る確定申告書（以下「平成24年11月期法人税確定申告書」という。乙5）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

b 国外支配株主等に支払う負債の利子の損金不算入額 4億9175万9814円

乙は措置法66条の5第4項1号に規定する「国外支配株主等」に該当するから、本件支払利子のうち一部については、同条1項の適用により損金の額に算入することはできない。

上記金額は、原告が乙に支払う本件借入れに係る利子の額であるとして損金の額に算入した6億3138万1057円のうち、上記規定の適用により損金の額に算入されない金額である。

c 損金の額に算入される欠損金の額 4億9175万9814円

上記金額は、国外支配株主等に支払う負債の利子の額を所得金額に加算したこと（前記b）に伴い、法人税法57条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの。）の規定に基づき損金の額に算入されることとなる欠損金の額である。

（イ）所得金額に対する法人税額 0円

上記金額は、前記（ア）の所得金額に法人税法66条1項、2項及び措置法42条の3の2第1項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

（ウ）法人税額から控除される所得税の額 217万5937円

上記金額は、平成24年11月期法人税確定申告書の「控除税額の計算」の「所得税の額」欄に記載された金額と同額である。

（エ）納付すべき法人税額 △217万5937円

上記金額は、前記（イ）の金額から前記（ウ）の金額を差し引いた金額である。

（オ）既に納付の確定した法人税額 △217万5937円

上記金額は、平成24年11月期法人税確定申告書の「この申告による還付金額」の「計」欄に記載された金額と同額である。

（カ）差引納付すべき法人税額 0円

上記金額は前記（エ）の金額から前記（オ）の金額を差し引いた金額である。

（キ）繰越欠損金額 5978万6001円

上記金額は、平成24年11月期確定申告書に記載された繰越欠損金額15億2229万1020円から、平成23年11月期更正処分に伴う所得金額の増加額9億7074万5205円（前記ア（ア）b）及び平成24年11月期更正処分に伴う所得金額の増加額4億9175万9814円（前記（ア）b）の合計額14億6250万5019円を減算した金額である。

ウ 平成25年11月期

(ア) 所得金額 3億9023万3680円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告における所得金額 0円

上記金額は、原告が、麻布税務署長に対して平成26年2月24日に提出した平成25年11月期の法人税に係る確定申告書（以下「平成25年11月期法人税確定申告書」という。乙6）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された金額と同額である。

b 繰越欠損金の損金算入額の過大額 3億9023万3680円

上記金額は、平成23年11月期更正処分及び平成24年11月期更正処分に伴い平成25年11月期に繰り越す欠損金額が5978万6001円（前記イ（キ））に減少したことにより、繰越欠損金の損金算入額の過大額として、平成25年11月期の所得金額に加算すべき金額であり、原告が平成25年11月期法人税確定申告書に記載した繰越欠損金の損金算入金額4億5001万9681円から上記の繰越欠損金額5978万6001円を減算した金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 9866万9415円

上記金額は、前記（ア）の所得金額（通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）に、法人税法66条1項（平成27年法律第9号による改正前のもの。）、2項及び措置法42条の3の2第1項（平成27年法律第9号による改正前のもの。）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税の額 1515万5390円

上記金額は、平成25年11月期法人税確定申告書の「控除税額の計算」の「所得税の額」欄に記載された金額と同額である。

(エ) 納付すべき法人税額 8351万4000円

上記金額は、前記（イ）の金額から前記（ウ）の金額を差し引いた金額（通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。後記（カ）も同じ。）である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額 △1515万5390円

上記金額は、平成25年11月期法人税確定申告書の「この申告による還付金額」の「計」欄に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき法人税額 9866万9300円

上記金額は、前記（エ）の金額8351万4000円に前記（オ）の還付金額1515万5390円を加算した金額であり、原告が新たに納付すべき法人税額である。

(キ) 繰越欠損金額 0円

上記金額は、平成24年11月期法人税確定申告書に記載された繰越欠損金額15億2229万1020円（乙5）から、平成23年11月期更正処分及び平成24年11月期更正処分に伴う所得金額の増加額の合計額14億6250万5019円及び平成25年11月期の損金の額に算入した繰越欠損金の額5978万6001円の合計額15億2229万1020円を減算した金額であり、繰越欠損金額は0円である。

(2) 本件各更正処分の適法性

原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額、納付すべき税額及び欠損金額は、それぞれ前記（1）のとおりであるところ、これらはいずれも本件各更正処分の金額とそれぞれ

れ同額である（甲５～７）。

２ 本件復興税更正処分について

（１）本件復興税更正処分の根拠

本件復興税更正処分に係る課税標準法人税額及び納付すべき復興特別法人税額は、次のとおりである。

ア 課税標準法人税額 9866万9000円

上記金額は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」という。）４７条１項に規定する課税標準法人税額であり、次の（ア）の金額に（イ）の金額を加算した金額（通則法１１８条１項の規定に基づき１０００円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）である。

（ア）確定申告における基準法人税額 0円

上記金額は、原告が平成２６年２月２４日に麻布税務署長に対して提出した平成２５年１１月の復興特別法人税の確定申告書（乙７。以下「復興特別法人税確定申告書」という。）の「基準法人税額」欄に記載された金額と同額である。

（イ）課税標準法人税額に加算すべき金額 9866万9415円

上記金額は、平成２５年１１月の基準法人税額の増加額として、課税標準法人税額に加算すべき金額であり、平成２５年１１月期の法人税における「所得金額に対する法人税額」（前記（１）ウ（イ））と同額である。

イ 課税標準法人税額に対する復興特別法人税額 986万6900円

上記金額は、前記アの課税標準法人税額9866万9000円に復興財確法４８条に規定する税率を乗じて計算した金額である。

ウ 復興特別法人税額から控除される復興特別所得税の額 31万5139円

上記金額は、復興特別法人税確定申告書の「復興特別所得税の額」欄に記載された金額と同額である。

エ 納付すべき復興特別法人税額 955万1700円

上記金額は、前記イの金額986万6900円から前記ウの金額31万5139円を控除した金額（通則法１１９条１項の規定に基づき１００円未満の端数を切り捨てた後の金額。後記カも同じ。）である。

オ 既に納付の確定した復興特別法人税額 △31万5139円

上記金額は、復興特別法人税確定申告書に記載された還付金額と同額である。

カ 差引納付すべき復興特別法人税額 986万6800円

上記金額は、前記エの金額955万1700円に前記オの還付金額31万5139円を加算した金額であり、原告が新たに納付すべき復興特別法人税額である。

（２）本件復興税更正処分の適法性

原告の平成２５年１１月の復興特別法人税に係る課税標準法人税額及び納付すべき復興特別法人税額は、前記（１）ア及びカのとおり、それぞれ9866万9000円及び986万6800円であるところ、これらはいずれも本件復興税更正処分の金額とそれぞれ同額である（甲８）。

３ 本件賦課決定処分について

（１）本件賦課決定処分の根拠

原告が平成25年11月期更正処分等により新たに納付すべきこととなった法人税額及び復興特別法人税額については、その計算の基礎となった事実について、原告がこれを計算の基礎としなかったことに、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。したがって、平成25年11月期更正処分等に伴い原告に賦課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ次のア及びイのとおりである。

ア 平成25年11月期更正処分に係る過少申告加算税の額

平成25年11月期更正処分に係る過少申告加算税の額は、通則法65条1項及び同条2項に基づき算定された下記(ア)及び(イ)の合計額1477万4000円となる。

(ア) 通常分の過少申告加算税の額 986万6000円

上記金額は、原告が平成25年11月期更正処分により新たに納付すべきこととなる法人税額9866万円(前記1(1)ウ(カ))。ただし、通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(イ)並びにイ(ア)及び(イ)において同じ。)に通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 加重分の過少申告加算税の額 490万8000円

上記金額は、通則法65条2項の規定に基づき、原告が平成25年11月期更正処分により新たに納付すべきこととなる税額9866万9300円(前記1(1)ウ(カ))のうち50万円を超える部分に相当する金額9816万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

イ 本件復興税更正処分に係る過少申告加算税の額

本件復興税更正処分に係る過少申告加算税の額は、通則法65条1項及び同条2項に基づき算定された下記(ア)及び(イ)の合計額145万4000円となる。

(ア) 通常分の過少申告加算税の額 98万6000円

上記金額は、原告が本件復興税更正処分により新たに納付すべきこととなる復興特別法人税額986万円(前記2(1)カ)に通則法65条1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて算出した金額である。

(イ) 加重分の過少申告加算税の額 46万8000円

上記金額は、通則法65条2項の規定に基づき、原告が本件復興税更正処分により新たに納付すべきこととなる税額986万6800円(前記2(1)カ)のうち50万円を超える部分に相当する金額936万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額である。

(2) 本件賦課決定処分の適法性

原告の平成25年11月期更正処分等に係る過少申告加算税の額は、前記(1)ア及びイのとおり、それぞれ1477万4000円及び145万4000円であるところ、これらはいずれも本件賦課決定処分の金額と同額である(甲7~8)。

以上

当事者の主張の要旨

1 争点(1)(乙が原告の「国外支配株主等」に該当するか)について

(被告の主張)

(1)「当該内国法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより…調達している」との要件に該当すること(措置法施行令39条の13第11項3号ロ)

ア 原告は乙から合計164億円の本件借入れをしているところ、本件借入期間(平成23年7月5日から平成24年3月7日まで)中の各月末時点における原告の総資産額に占める本件借入れの額の割合は、最も少ない月で59.91%、最も多い月で75.24%であり(前提事実(2)イ(エ))、原告は事業活動に必要とされる資金の相当部分を乙からの借入れにより調達していると認められ、措置法施行令39条の13第11項3号ロに該当する事実、すなわち、「当該内国法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより…調達している」との要件に該当することが認められる。

イ 本件借入れがP社借入れ(前提事実(2)ア)に係る借入金の返済のためにされたものであったとしても、P社借入れが、原告の事業資金の調達のためにされたものであったことからすれば、借入金の返済資金を得るための借入れであったことを理由に上記要件に該当しないと原告の主張は失当である。なお、そもそも、本件借入れに係る借入金の使途がP社借入れに係る借入金の返済に限定されていた事実は認められない。

また、措置法施行令39条の13第11項3号ロの文言(「非居住者等からの借入れ」)に照らせば、借入れの時点において非居住者等であった者からの借入れに限られるものではない。措置法66条の5第1項が、「負債の利子等を支払う場合において」と定めていることからすれば、非居住者等に該当するか否かの認定は、利子の支払い時を基準にされるべきである。

(2)「当該非居住者等が当該内国法人の事業方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係」(事業方針決定関係。措置法施行令39条の13第11項3号)が認められること

ア 上記(1)のとおり「当該内国法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより…調達している」(措置法施行令39条の13第11項第3号ロ)といえる場合には、事業方針決定関係があることの認定を妨げる特段の事情が認められる場合を除き、事業方針決定関係があることが認められる。

また、以下の点からも、乙は、措置法66条の5第4項1号に規定する原告の「国外支配株主等」に該当する。

イ 本件コミットメントライン契約(前提事実(2)イ(ア))に本件事前承認条項が付されていること

原告は、本件借入期間において、事業活動に必要とされる資金の相当部分を乙からの本件借入れにより調達しているところ、原告は、本件借入れ以前から、乙が100%株主であるP社から事業資金を借り入れており(P社借入れ。前提事実(2)ア)、その借入金残高は平成23年5月末日時点で151億3800万円であったことからすれば、原

告が事業活動を円滑に行うには、乙又は乙の関係会社から事業資金の借入れをする必要があったものである。

本件コミットメントライン契約には、本件借入れに係る借入金の使途について、乙の事前の承認を得るものとするという本件事前承認条項が付されているところ、この乙による事前承認は、原告の事業の方針を決定するものにほかならない。

本件借入れに係る借入金は、P社借入れの借入金の返済のみならず、合同会社g（以下「g社」という。）の出資持分の取得にも使われた。

ウ 本件借入れは乙の要求に基づくものであり経済的合理性に乏しいものであったこと

原告がP社借入れをしていた期間、乙は、P社株式の全部を保有し、P社の実質的支配権を有していたものであり、原告に対し、P社借入れに係る借入金の期限前返済を要求した。原告は、その当時、債務超過に陥っておらず、財務状況が著しく悪化していたとはいえないことから、返済期限前に返済をする義務はなかったにもかかわらず、乙の要求があったことから、返済に応じることとし、その返済原資を調達するために乙から本件借入れをした。

そして、本件借入れは、乙に、約8か月間で約16億円もの利子所得をもたらし、かつ、源泉徴収のみで課税関係が終了する（前提事実（8））一方で、原告にとっては、従前に比べてはるかに重い利子の負担を生じることになるものであり、健全な財務状況で事業を進めていく上でのメリットが見当たらず、明らかに経済的合理性を欠くものであったというほかない。

エ Y社等へのスポンサー事業に乙が関与していたこと

本件各メール（前提事実（3）イ）のやり取りの内容からすれば、乙は、原告の投資事業に深く関与し、原告の投資先であるY社等の株式の売却価格や売却時期など、原告の事業方針の決定に関わっていたものと認められ、さらに原告の事業全般の収支についても把握していたことがうかがわれる。

オ b社への投資事業に乙が関与していたこと

乙は、自身はb社（前提事実（4））の株主ではないにもかかわらず、b社とその株主である原告との会議に同席し、b社に対して経営陣への助言や重要提案行為を頻繁に行い、乙の上記言動がそのまま原告の要求としてb社に通知されるなど、乙は、b社に対して同社の株主である原告の立場において様々な発言や要求をしていた事実が認められ、b社はこうした乙の同社への関与の状況から、原告の実質的な意思決定者は乙であるとの確信を得ていた。乙は、原告が行うb社への投資事業に深く関与し、原告の投資事業の事業方針の決定に関わっていたというべきである。

カ d社への投資事業に乙が関与していたこと

乙は、自身はd社（前提事実（5））の株主ではないにもかかわらず、d社に直接電話をかける又は同社と原告との面談の席に同席するなどし、d社の役員又は社員の前で、あたかも自身がd社の株主であるかのような発言をしており、こうした乙の発言内容からは、乙が、原告及びU社（前提事実（1）カ）を代表する立場でd社と接していたことがうかがわれる。乙は、原告が行うd社への投資事業に深く関与し、原告の投資事業の事業方針の決定に関わっていたものというべきである。

キ e証券を介して行う株式売買に乙が関与していたこと

乙は、平成20年11月25日から平成27年4月頃までの間、原告から、原告がe証券（前提事実（6））を介して行う株式取引の発注者及び決済方法連絡担当者として指定を受け、e証券に対し、原告の株式取引の注文を行っていた。

原告は、平成22年頃から株式投資事業にも進出し、平成27年頃には株式投資がメインの事業となっていたというのであるから、乙は、原告の事業の中軸となる株式取引の注文を担当していたことになる。

このことからすれば、乙は、原告が行う株式投資事業の事業方針の決定に関わっていたものと認められる。

（原告の主張）

（1）「当該内国法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより…調達している」との要件（措置法施行令39条の13第11項3号ロ）に該当しないこと

ア 「非居住者等からの借入れ」に当たらないこと

「非居住者等からの借入れ」は、借入れの時点において非居住者であった者からの借入れを意味するものであるところ、本件借入れがされた平成23年6月30日当時、乙は非居住者ではなかったから、本件借入れは、非居住者等からの借入れに当たらない。被告は、国外関連株主等の該当性は、利子の支払時において判断すべきである旨主張するが、過少資本税制の適用要件である、資本持分と比較した場合の平均負債残高の割合は当該事業年度を通じて充足されることを要するものであるから、被告の主張は不合理である。

イ 「事業活動に必要とされる資金」の借入れに当たらないこと

本件借入れに係る借入金は、P社借入れに係る借入金の返済に使うものと本件コミットメント契約（前提事実（2）イ（ア））において定められ、それ以外に原告の事業に使う余地はなかったから、本件借入れの目的は、原告の事業を遂行することにあるものとはいえず、本件借入れは措置法施行令39の13第11項3号ロ所定の「事業活動に必要とされる資金…の借入れ」に該当しない。

（2）「当該非居住者等が当該内国法人の事業方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係」（事業方針決定関係。措置法施行令39条の13第11項3号）を有するとの要件に該当しないこと

ア 措置法施行令39条の13第11項3号の文言からすれば、「当該内国法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより…調達している」こと（同号ロ）が認められれば、事業方針決定関係が認められるということとはできず、事業方針決定関係（すなわち、国外株主等による内国法人の支配の事実）が認められ、かつ、このことと同号ロに該当する事実との間に因果関係が認められなければならないというべきである。

そして、以下に述べるとおり、乙と原告との間には事業方針決定関係を認めることはできない。

イ 本件合意書について

原告は、Y社等に係る本件更正手続（前提事実（3）ア）において、本件更生裁判所及び本件管財人の意向に従い、乙による事業への関与を排除し続けた。すなわち、原告は、

F社との資本関係を解消することをその内容とする本件合意書に係る合意をし、これに基づき、平成22年12月20日に本件自己株式取得（前提事実（3）ウ）をし、原告の株主をQ社のみとすることにより、乙が原告を支配することができない措置を講じた上で、本件Y株譲渡をしたことにより、本件合意書に定められた条件であるY株譲渡条件を満たし、平成24年6月7日に原告がY社等のスポンサーの任務を完了するまで、本件合意書を遵守したから、原告と乙との間に事業方針決定関係が存在していなかったことは明らかである。

なお、乙が、本件合意書の締結後に本件各メールのやり取り（前提事実（3）イ）をしたのは、乙が、原告にとっての大口の債権者であるP社の100%株主であることから、原告の同社に対する返済計画等について、課税上のリスクを回避することなど、乙の意見を聴取する必要があったからであって、原告の事業方針について乙から指示を受けるためではなかった。また、本件各メールのやり取りは、本件借入れの7か月前にされたものであるから、これをもって、本件借入期間において原告と乙との間に事業方針決定関係があったということはできない。

ウ 本件事前承認条項について

本件借入れに係る借入金は、P社借入れに係る借入金の返済に使うものと本件コミットメント契約において定められ、それ以外に原告の事業に使う余地はなかったから、乙が、原告の事業の方針を実質的に決定することができたとはいえない。

また、金銭消費貸借契約の締結に当たって貸主が借主に借入金の用途を明らかにさせたり、借入金の用途を限定したりして金銭消費貸借契約を締結することは、金融機関との間の金銭消費貸借契約をはじめ、通常かつ一般的なことであり、本件事前承認事項は、事業方針決定関係を基礎付けるものではない。

エ P社借入れを返済する必要性があったこと

原告が返済期限前にP社借入れに係る借入金の返済をしたのは、原告及びP社が、その当時の原告の状況に照らして、本件覚書に定める期限の利益喪失事由に当たると判断したことによるものであって、その判断は正当なものである。上記借入金の返済のためにされた本件借入れが経済的合理性を欠くものということとはできない。

オ b社及びd社に係る乙の関与について

b社及びd社（前提事実（4）、（5））に対する原告の投資事業に関して、乙が両者の経営陣らに対して助言や提案をするほか様々な発言をしたりしたが、それは、F社からの要請に基づき、F社の完全孫会社であるU社（前提事実（1）ウ、カ）を代理してしたものにはすぎないから、これらの乙の行為は、原告に対する事業方針決定関係を基礎付けるものではない。

カ 乙は、F社との業務委託契約に基づき同社を代理してe証券を介し原告の株式投資事業に関わっていたこと

乙が原告のe証券に対する株式売買の注文を行ったのは、原告から業務委託を受けたF社からの依頼を受けたものに過ぎないから、これにより、乙の原告に対する事業方針決定関係が裏付けられるものではない。

また、e証券を介した原告の株式売買の方針の決定及び株式売買の発注は、原告の従業員であったq（以下「q」という。）が主に行い、乙が原告の保有する株式の売買発注を

することは多くなかった。

2 争点(2)(原告が平成25年11月期更正処分等を受けたことについて「正当な理由」があるか)について

(原告の主張)

本件借入れは乙が非居住者となっていないときに原告が乙との間で締結した金銭消費貸借契約に基づくものであり、また、措置法66条の5第1項に規定される過少資本税制が適用されて、非居住者等へ支払利息の損金算入が否定された事例がほぼ皆無であった平成23年6月当時において、本件借入れにつき措置法施行令39条の13第11項3号ロに規定する「非居住者等からの借入れ」に該当することを原告が認識することは困難であったことからすれば、本件借入れを「非居住者等からの借入れ」であると認識するよう原告に求めることは酷であるというほかないのであるから、原告が過少申告をしたことについて、原告には真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情がある。

(被告の主張)

(1) 原告は、原告が平成23年11月期法人税確定申告書とともに麻布税務署長に対して提出した「借入金及び支払利子の内訳書」に、本件借入れに係る借入金及び支払利子を記載するとともに、借入先に係る乙の住所地としてシンガポールの住所を記載しており、この時点において乙がシンガポールに居住していることを認識していた。

また、平成23年の時点において過少資本税制が適用された事例がほぼ皆無であったという事情についても、原告の主観的な事情又は税法の不知をいうものにすぎない。

(2) したがって、原告が上記で述べる事情は、いずれも真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に当たるとはいえないから、原告が過少申告をしたことについて、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

以上